

平成23年度版

事	業	所
 市の花さつき	住めば 愉快だ 宇都宮 UTSUNOMIYA	 市の木イチョウ
便	利	帳

宇都宮市

事業主のみなさまへ

事業所の方に向けて、宇都宮市の制度について役立つ
情報をまとめました。どうぞご利用ください。

平成23年 宇都宮市



目 次

1. 産 業

(1) 補助や融資を受けたい方

<補助金>

- 企業の土地・建物・設備の拡大をお考えのとき
 - ・企業立地補助金 1
 - ・企業拡大再投資補助金 3
- UJI ターンなどにより宇都宮市で起業をお考えのとき
 - ・宇都宮市 UJI ターン起業促進補助金 4
- 従業員の雇用をお考えのとき
 - ・雇用助成制度 6
 - ・トライアル雇用助成制度 8
- 従業員の退職金制度の加入についてお考えのとき
 - ・中小企業退職金共済制度加入補助 9
- 企業の機械設備の新設・増設をお考えのとき
 - ・中小企業高度化設備設置助成制度 10
- 特許の取得をお考えのとき
 - ・特許等取得促進助成制度 12
- 良質な賃貸住宅整備をお考えのとき
 - ・地域優良賃貸住宅供給促進事業 13
- 事業所内保育施設設置促進事業補助金
(働きながら子育てをするための支援制度 44)
- 販路開拓をお考えのとき
 - ・販路開拓支援事業補助金 14

<融資>

- 宇都宮市の中小企業向け融資制度について知りたいとき
 - ・宇都宮中小企業向け融資制度-制度のしくみ・中小企業の範囲・融資までの流れ- 15
- 設備資金および運転資金が必要なとき
 - ・中小企業設備資金 16
 - ・小規模企業支援資金 17
 - ・中小企業運転資金 18
 - ・緊急景気対策特別資金(不況関連) 19
 - ・緊急景気対策特別資金(災害関係) 20
 - ・緊急景気対策特別資金(金融関連) 21
 - ・緊急企業支援資金 22

・街づくり活性化創業資金(一般創業資金)	23
・街づくり活性化創業資金(新事業創出資金)	27
● 夏季または年末年始において原材料費などが必要なとき	
・季節経営安定資金	29
● 公害防止および環境保全事業などに資金が必要なとき	
・環境保全対策資金	30
・省エネルギー施設等導入における金融上の助成措置(県)	31
● 経営の改善・安定を図るため、販売促進のために資金が必要なとき	
・中小企業商工振興資金(商工振興資金)	32
● 商店街等の施設整備・中小企業者の店舗の新設・増改築などの資金が必要なとき	
・中小企業商工振興資金(商業流通近代化資金)	33
● 大谷地区における地域振興などのための資金が必要なとき	
・中小企業商工振興資金(大谷地区活性化資金)	34
● CSR(企業の社会的責任)活動に取り組む企業の方へ	
・まちづくり貢献企業支援資金	35
(2) 宇都宮まちづくり貢献企業認証制度について知りたい方へ	
● 宇都宮まちづくり貢献企業認証制度のご案内	36
(3) 宇都宮産の農作物などの農資源を活用した新商品・新サービスの創出をお考えの方へ	
● うつのみやアグリネットワーク アグリビジネス創出促進事業	38
(4) 勤労者の生活の安定のために	
● ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは	39
● 健康管理のことなら	
・職場における健康管理について	41
・こころの健康について	43
● 働きながら子育てをするための支援制度	44
(5) 障がい者の雇用について	
● 「障害者雇用促進法」が改正されました	52
(6) その他	
● おもてなしモニター・顕彰制度	55
● 宮のものづくり達人派遣事業	56
● 宇都宮ベンチャーズ(起業家育成支援施設の貸付・支援)	61

2. 環 境

- 環境マネジメントシステムの認定制度について
 - ・事業所版環境 ISO (ECO うつのみや21) 63
- ごみの減量・リサイクル活動に取り組んでいるとき
 - ・エコショップ等認定制度 64
- 事業系ごみの適正処理について
 - ・産業廃棄物の適正処理 67
 - ・一般廃棄物の適正処理 71

3. 税 制

- 法人市民税について知りたいとき
 - ・法人市民税の概要—法人市民税 税率表— 75
 - ・給与所得者の市民税・県民税の特別徴収について 77
- 事業所税について知りたいとき
 - ・事業所税の概要 79
- 障がい者の「働く場」への発注を増加されたとき
 - ・障がい者の働く場に対する発注促進税制 80

4. 宇都宮市からのお知らせ

- ブランドメッセージについて
 - ・ブランドメッセージ—住めば 愉快だ 宇都宮—ロゴマーク使用について 82
 - ・市マスコットミヤリー 83
- 公共施設予約システムについて 84
- 公共施設案内地図システム 86
- 安全で快適な街をつくろう
 - 路上喫煙等による被害の防止など— 87
- 消防団協力事業所表示制度 89
- 社員食堂等を保有する事業所が行う給食施設届出について 91
- 補助犬にご理解ください—盲導犬・介助犬・聴導犬— 92

5. 労働関係機関一覧 93

1. 産 業

(1) 補助や融資を受けたい方<補助金>

<補助金>

企業立地補助金

宇都宮市では、市内の工業団地に進出する事業者のうち、一定の条件(事業内容・業種)を満たす事業計画を実施する方に対して、助成金の交付を行います。

また、既に宇都宮市内の工業団地または工業地域に立地している事業者についても、一定の条件(業種)を満たす事業計画を実施する方に対しての支援も新たに行います。

支援内容

企業立地補助金

対象地域:

- 宇都宮工業団地
- 瑞穂野工業団地
- 清原工業団地
- 東谷・中島地区(上乘せ補助あり(下記のとおり))
- 宇都宮テクノポリスセンター地区(上乘せ補助あり(下記のとおり))
- 河内工業団地
- 白沢工業団地
- 工業専用地域

(注)市内全域を対象に大規模上乘せ補助あり(下記のとおり)

補助金の内容:

- ・取得した土地、新設・移設した建物、購入した設備(投下固定資産総額の3%)
- ・対象業種は、製造業、特定サービス業、物流関連産業、市内から移設する製造業(上乘せ補助については、別途指定業種あり)

1. 基本補助

投下固定資産総額の3%を限度額1億円まで補助

2. 上乘せ補助

- ・土地取得額の25%及び設備投資額の3%を基本補助と併せて2億円まで上乘せ補助
- ・対象業種は以下のとおり

(東谷・中島地区)

中小製造業、市内から移設する製造業、製造・販売一体型の製造業、物流関連産業

(宇都宮テクノポリスセンター地区)

製造業のマザー工場、次世代モビリティ産業

3. 大規模上乗せ補助

- ・土地取得額の 25%及び設備投資額の 3%を基本補助と併せて 10 億円まで上乗せ補助
- ・対象業種は、次世代モビリティ産業(市内全域)

(注)大規模とは、基本補助限度額超(投下固定資産総額約 34 億円)の大規模立地を示す

補助金の条件:

1. 土地取得後、5 年以内に操業開始(借地・既存施設の取得も含む。ただし、借地の場合の補助対象は、建物と設備のみ)
2. 工業専用地域、工業地域以外から移設する企業は、移転後の跡地を工業用地として使用しないこと
3. 単年度交付
4. 限度額 1 億円

基本と合計で、上乗せ補助:限度額 2 億円、大規模上乗せ:限度額 10 億円

(注) 補助の対象者は、市内で事業を営む(営もうとする)もので、市税を滞納していない事業所です。

お問い合わせ

経済部 商工振興課

電話番号:028-632-2434

ファクス:028-632-5420

企業拡大再投資補助金

1 対象地域

- ・宇都宮工業団地 ・瑞穂野工業団地 ・清原工業団地
- ・東谷・中島地区 ・宇都宮テクノポリスセンター地区
- ・河内工業団地 ・白沢工業団地 ・工業専用地域 ・工業地域

2 対象事業・業種

- ・ 製造業 ・特定サービス業 ・物流関連産業

3 補助金の概要

(1) 補助要件

本市内に事業所を有する事業者が、当該事業所の敷地若しくは隣接した敷地内に事業所を拡大すること又は当該事業所と同じ工業団地内に事業所を設置すること。
(借地・既存施設の取得も含む。ただし、借地の場合の補助対象は、建物と設備のみになります。)

(2) 補助内容

投下固定資産総額(土地・建物・設備の取得費用)の3%を補助

(3) 補助限度額 5,000万円

※ 土地の取得を伴う場合、補助内容、限度額については「宇都宮企業立地補助金」に準ずるものとします。

4 申請時期

土地取得後、6カ月以内。土地の取得がない場合、建物の着工前。

5 申請手続き

事前協議書に、必要な書類を添付して提出してください。

6 提出先 ・お問い合わせ

経済部 商工振興課 商工振興グループ
電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

宇都宮市 UJI ターン起業促進補助金

宇都宮市では UJI ターンにより新たに宇都宮市へ住民登録をし、市内において新規起業にチャレンジされる方を対象に、法人設立に係る経費や事業拠点、生活拠点確保に係る費用の一部助成を行います。

助成の対象者

UJI ターンにより宇都宮市へ住民登録をし、市内において起業される方、又は宇都宮市へ住民登録をして1年未満、かつ、宇都宮市で起業して1年未満の方で、下記の要件のいずれかに該当する場合が対象となります。

要件

- 優れたビジネスプランで本市産業の振興に寄与することが期待できるもの
- 首都圏等の域外にネットワークを持ち、本市の地域資源を活用した事業展開が期待できるもの
- コミュニティービジネス等の地域活性化に寄与することが期待できるもの
- 市内ベンチャー等の牽引的存在となることが期待できるもの
- 市場性や成長性、本市の雇用増加が期待できるもの

補助の内容

法人設立に関する助成

- 補助対象経費 法人定款認証費、法人登録免許税
- 補助率 補助対象経費の2分の1
- 補助限度額 15万円

事業拠点確保に関する助成

(賃借の場合)

- 補助対象経費 家賃(賃貸借契約上の賃料)
- 補助率 補助対象経費の10分の3
- 補助限度額 月額6万円(最長36月)

(取得の場合)

- 補助対象経費 建物の不動産購入費用
- 補助率 補助対象経費の10分の1
- 補助限度額 216万円

生活拠点確保に関する助成

(賃借の場合)

- 補助対象経費 家賃(賃貸借契約上の賃料)
- 補助率 補助対象経費の10分の3
- 補助限度額 月額2万円(最長36月)

(取得の場合)

- 補助対象経費 建物の不動産購入費用
- 補助率 補助対象経費の10分の1
- 補助限度額 72万円

区分		対象経費	補助率	限度額
事業拠点	賃借	家賃 (賃貸借契約上の賃料)	補助対象経費の 10分の3	月額6万円 (最長36月)
	取得	建物の不動産購入費用	補助対象経費の 10分の1	216万円
生活拠点	賃借	家賃 (賃貸借契約上の賃料)	補助対象経費の 10分の3	月額2万円 (最長36月)
	取得	建物の不動産購入費用	補助対象経費の 10分の1	72万円
法人設立		法人定款認証費 法人登録免許税	補助対象経費の 2分の1	15万円

募集期間

随時、相談・受付

審査方法

- 一次審査 書類審査
- 二次審査 プレゼンテーションによる審査

お問い合わせ

経済部 産業政策課 産業育成グループ
電話番号:028-632-2443 ファクス:028-632-2447

雇用助成制度「宇都宮市雇用支援対策基金事業」

1 助成対象者・条件

※ 次の要件を全て満たす事業主です。

- ・ 市内の中小企業で雇用保険適用事業の事業主であること
- ・ 住所が宇都宮市にある(雇入れ日現在)対象労働者を常用雇用者(パート除く)として期間の定めなく雇用した場合であること
- ・ 対象労働者に対する、雇用保険、社会保険、厚生年金に加入していること
- ・ 対象労働者の雇用前 6 か月から申請日までの間に、解雇した労働者がいないこと
- ・ 市税に滞納がないこと

2 対象労働者の要件

- (1) 事業主都合による離職者
 - ・ 前事業所を事業主都合により離職した者
(前事業所が、破産、民事再生、事業再生等の法的整理の対象となった場合を含む。また、定年および契約期間満了に伴う離職は除く)
- (2) 雇入れ日より過去 1 年以上雇用保険未加入者
 - ・ 雇入れの日前の過去 1 年間に、雇用保険に加入していない者
 - ・ 新卒学生で卒業後 1 カ月以上就職できなかった者

3 助成額

- (1) 事業主都合による離職者の場合 1 人当たり 60 万円
 - (2) 雇入れ日より過去 1 年以上雇用保険未加入者の場合 1 人当たり 60 万円
(平成 22 年 3 月 31 日以前に雇用された方は、1 人当たり 30 万円)
- (注) 国の助成金を受給の場合は、国の助成金と合わせて 60 万円を超えない範囲

4. 申請

雇用助成金交付申請書は、助成金の支給対象となる対象労働者の雇入日から 3 か月を経過した日から 6 か月以内に、必要書類を添えて、宇都宮市経済部商工振興課に提出してください。

なお、市税の納付状況を調査しますので、申請者の同意をお願いします(調査の同意がいただけない場合は、市税完納証明を添付してください)。

5 添付書類

申請書を提出する事業主は、次の書類を添付してください。

(1) 交付要件確認書(様式 1-2 号)

対象労働者の状況については、本人の確認をお願いします。

なお、申請者の雇用保険適用、解雇の有無、給付金等の受給の有無などについて調査を行いますので、申請者の同意をお願いします。

(2) 雇入れた対象労働者にかかる書類

- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)
- 雇入通知書又は雇用契約書(写)
- 住民票(写)(雇入日の住所が分かるもの)
- 履歴書(写)
- (事業主都合の離職者の場合)
前事業所の退職証明書(写)または雇用保険被保険者離職証明書(写)
ただし、前事業所が、破産、精算、会社整理、会社更生、民事再生、事業再生等の法的整理の対象となった場合には本人の申立書、またはハローワークの発行した雇用調整方針対象者証明書(写)でも可
- 賃金台帳(写)
- 労働者名簿(写)
- ハローワークの発行した給付金の交付決定通知書(写)(国の給付金を受けた場合)
- 雇入日現在の満年齢が 60 歳以上の場合は、ハローワークの発行した紹介状(写)もしくは、事前に厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意する旨の届出を行っている民営の職業紹介業者の紹介証明書(写)

6 申請書の提出先・お問い合わせ

宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号

宇都宮市経済部商工振興課労政グループ(市役所 7 階)

電話番号:028-632-2444 ファクス:028-632-5420

ファクスでの申請はご遠慮ください。

トライアル雇用助成制度「宇都宮市雇用支援対策基金事業」

1 助成対象者・条件

※ 次の要件を全て満たす事業主です。

- ・ 公共職業安定所の紹介により、対象労働者をトライアル雇用として雇い入れ、「試行雇用奨励金」の交付決定を受けた事業主
- ・ 市内に事業所がある中小企業の事業主で、市税に滞納がないこと。

2 対象労働者の要件

- ・ トライアル雇用時、宇都宮市民で国の試行雇用奨励金の対象者となる者

3 助成額

- ・ 対象労働者に対する、国からの試行雇用奨励金交付決定額の2分の1(3か月を限度)

4 申請手続き

(1) 宇都宮市トライアル雇用助成金交付申請書(様式1号)の提出

トライアル雇用助成金交付申請書は、試行雇用奨励金支給決定後6か月以内に、必要書類を添えて、宇都宮市経済部商工振興課に提出してください。

なお、市税の納付状況を調査しますので、申請者の同意をお願いします。(調査の同意がいただけない場合は、市税完納証明書を添付してください。)

(2) 添付資料

申請書を提出する事業主は、次の書類を添付してください。

- ・ 調書(様式第2号)
- ・ 国の「試行雇用奨励金支給決定通知書」(写)
- ・ 国の「トライアル雇用実施計画」(写)
- ・ 国の「トライアル雇用結果報告書兼試行雇用奨励金支給申請書」(写)
- ・ 対象労働者の住民票(写)
- ・ その他市長が必要と認める書類

5 申請書の提出先・お問い合わせ

宇都宮市1丁目1番5号

宇都宮市経済部商工振興課労政グループ(市役所7階)

電話番号:028-632-2444 ファクス:028-632-5420

※ ファクスでの申請はご遠慮ください。

中小企業退職金共済制度加入補助

1 補助対象

次の要件をすべて満たす事業主です。

- ・市内で事業を営み、市税に滞納がないこと。
- ・勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部と新規に共済契約を結んだ事業主

2 補助金額

毎月納める掛金のうち、被共済者(従業員)1人当たり10,000円を限度としてその額に100分の30を乗じて得た額の合計額

(ただし、補助限度額は1事業主当たり150,000円)

(例)共済掛金を5,000円とした場合

被共済者数	1年間の掛金	補助率	算出額	補助金額
5人	300,000円	30%	90,000円	90,000円
8人	480,000円	〃	144,000円	144,000円
10人	600,000円	〃	180,000円	150,000円※限度額

3 補助期間

退職金共済制度契約を結んだ月から1年間

4 補助申請

補助金の申請は、毎年1月です(該当する事業主には1月上旬に市から申請書類を郵送します)。

前年中に納めた掛金について補助金交付申請書を1月中旬に商工振興課へ提出していただきます。添付書類は退職金共済手帳や共済掛金振替結果(はがき)等ですが、別途お知らせします。

お問い合わせ

経済部 商工振興課

電話番号:028-632-2446 ファクス:028-632-5420

宇都宮市中小企業高度化 設備設置助成制度のご案内

この制度は、がんばる中小企業を応援するために、中小企業の方が技術の高度化・合理化を促進する目的で設置した機械設備の一部に補助を行うものです。

補助金の名称	中小企業高度化設備設置補助金
対象地域	市内全域
対象事業・業種	市内で事業を営む製造業または特定サ・ビス業者で、市税を滞納していない中小企業者
補助金の内容・条件	新設・増設した設備の取得額の3%を助成 1台(基)あたりの取得価格が300万円以上のもの 小規模事業者は取得額の4%を助成 助成限度額1千万円
23年度補助金の対象期間	設備設置の日が平成22年1月2日から平成23年1月1日のもの
23年度補助金の申請方法	平成23年5月2日から6月30日(消印有効)までに申請書に関係書類を添えて、直接または郵送で

※平成23年中に設置した設備は、平成24年度に補助を行います。

■申請手続きの流れ■

設備設置

(H22.1.2～H23.1.1)



補助金の申請

(H23.5.2～6.30)



現地調査 補助金の交付決定



補助金の交付請求



補助金の交付

が申請者の手続きになります。

■用語の解説■

高度化設備

技術の高度化及び経営の合理化を促進するため自ら事業所に設置した、生産、研究、開発又はデザインの用に供する機械設備の購入に要する経費であり、当該経費のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産の購入に要する設備をいう。

中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。

小規模事業者

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者をいう。

特定サービス事業

総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務機器器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業及び自然科学研究所に属する事業をいう。

■□■交付申請に必要な書類■□■

申請書類	<p>(1) 補助金交付申請書 (2) 設置した設備の平面図又は配置図 (3) 設置した設備の資産明細書 (4) 会社概要を示す書類</p> <p>(1)(3)(4)については所定の用紙があります。 これらは市のホームページからも取り出せます。 ホームページアドレス http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/</p>
------	--

<お問い合わせ> 宇都宮市経済部商工振興課商工振興グループ
 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
 TEL 028-632-2433
 FAX 028-632-5420
 E-mail u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp

特許等取得促進助成制度

対象業種 宇都宮市内の中小企業（製造業、農林業、卸売・小売業、特定サービス業）
 （注）個人は対象外となります。

対象の内容 特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願経費。
 ただし、出願前に先行技術調査を行っていること。

特許権については、審査請求を出願と同時に行う場合は、審査請求経費も対象。
 対象経費出願料、弁理士手数料、先行技術調査費用、図面作成費用など
 助成額経費の2分の1、上限30万円、年度で1社1件まで
 申請時期平成23年1月1日以降に出願したもの

（注）出願番号が付与された日が平成23年1月1日以降のもの

交付申請に必要な書類

補助金交付申請書に、補助金の種類に応じて申請に必要な以下の書類を添付して提出して下さい。

	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
接受書類の写し	要	要	要	要
登録認定書類の写し	不要	要	不要	不要
先行技術調査実施を示す書類	要	要	要 (意匠調査)	要 (商標調査)
経費の領収証の写し	要	要	要	要
会社概要を示す書類	要	要	要	要

申請書などの様式を必要とする方は、商工振興課までご連絡いただければ郵送いたします。

※特定サービス業とは

総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務機器器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業及び自然科学研究所に属する事業

お問い合わせ

経済部 商工振興課 電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

地域優良賃貸住宅供給促進事業

子育て世代、高齢者世帯及び障がい者世帯は、賃貸住宅市場において入居制限等により適正な居住水準の住宅を確保しにくい状況となっています。このことを受け、平成19年7月施行の「住宅セーフティネット法」に基づき、これらの世帯に対して優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、居住の安定確保を推進するため、旧制度である特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅が再編され、平成19年9月に地域優良賃貸住宅が創設されました。

1 概要

(1) 整備費助成

民間の土地所有者等が整備する良質な賃貸住宅を本市が認定し、それに対して市と国が整備費の一部を補助する。

【新築】

- ・ 住宅共用部分等の整備費の2/3(市55% 国45%)

【改良】

- ・ 既存住宅の改良に係る費用の2/3(市55% 国45%)

【中心市街地上乗せ補助】

- ・ 中心市街地域内で新築する場合、住戸専用面積1㎡あたり10,000円

(2) 入居者資格

下記のうち、月額所得48万7千円以下の(高齢者世帯以外の場合、所得が15万8千円に満たない場合は所得上昇の見込みのある)世帯を入居対象者とする。

- ・ 高齢者世帯(60歳以上の単身者、又は高齢者と配偶者や60歳以上の親族等が同居)
- ・ 障がい者世帯(障がい者、戦傷病者、ハンセン病療養所入所者等)
- ・ 子育て世帯(18歳未満の方と同居)など

(3) 家賃低廉化のための助成

地域優良賃貸住宅に、以下の対象世帯が入居する際に、市が事業者に対して家賃低廉化のための補助を行う。また、国は市に対し負担分の一部の補助を行う。

[対象世帯]

月額所得21万4千円以下で、次に該当する世帯

- ・ 高齢者世帯
- ・ 障がい者世帯
- ・ 小学校卒業前の子供がいる世帯 など

お問い合わせ 建設部住宅課

電話番号:028-632-2735 ファクス:028-639-0614

宇都宮市販路開拓支援事業補助金

宇都宮市では市内の産業に関する協同組合等の団体が、新たな販路や取引先、事業提携先等の開拓のために、県外で開催される一定以上の規模の展示会等に、製品等を出展する事業に要した経費の一部助成を行います。

助成の対象者

市内に主たる事務所を有する2者以上の企業等で、共通する目的のために構成される協同組合等の団体

助成の対象事業

展示会、見本市、商談会等で、物産展など販売を主目的としないものへの出展等

補助の内容

補助対象経費

出展料、展示装飾費等

限度額

補助対象経費の2分の1以内の額とし、1事業につき30万円を限度

募集期間

随時、相談・受付

お問い合わせ

経済部 産業政策課 産業育成グループ

電話番号:028-632-2443 ファクス:028-632-2447

< 融 資 >

宇都宮市中小企業者向け融資制度

中小企業者の信用を補完し、低利で有利な融資を受けられるよう融資制度を設け、経営の安定化と産業の振興を図ることを目的としています。

制度のしくみ

- 1 宇都宮市、取扱金融機関及び栃木県信用保証協会の三者の相互協力により成り立っています。
- 2 宇都宮市は協調融資の原資となる資金を取扱金融機関に預金し、取扱金融機関はこれに自己資金を加え、宇都宮市が設けた条件で融資を実行します。この場合に、中小企業者の負担を軽減するため、取扱金融機関との協力のもと、低利なものにしています。
- 3 栃木県信用保証協会の保証を付けて信用力を補完します。保証が付くことで、融資の実行が容易になり、債務が保証されるため、保証人は原則不要（法人は代表者1名）です。

中小企業者の範囲

中小企業者とは、企業規模(資本金・従業員のどちらか)が、下表の範囲内にある個人及び会社です。

業種 企業 規模	製造・建設 運輸業 その他	卸売業	小売業	サービス業 (ソフトウェア業・情報処理サービス業)	旅館業
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下 (3億円以下)	5,000万円以下
従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下 (300人以下)	200人以下

融資までの流れ

事業資金(季節経営安定資金・緊急企業支援資金を除く)

申込人⇒金融機関(資力・信用力調査)⇒融資振興会(資格審査)⇒金融機関(保証依頼)⇒保証協会(保証承諾)⇒金融機関(融資実行)⇒申込人

季節経営安定資金、緊急企業支援資金

申込人⇒金融機関(資力・信用力等調査、保証依頼)⇒保証協会(保証承諾)⇒金融機関(融資実行)⇒申込人

セーフティネットを利用する場合の保証料率は、0.8%になります。

土地購入資金は市制度融資の対象となりません。

信用保証料率は、栃木県信用保証協会の審査により決定されます。

融資 中小企業設備資金

- 資金の用途** 設備資金(機械・設備の設置、店舗等の新增改築など)
- 融資対象者** 市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者又は中小企業者の協同組合等で、法人にあつてはその商業登記を、個人にあつては市内での住民登録を行っていること。
- 融資条件** (1) 市税を滞納していないこと。
(2) 経営が健全で、返済能力が確実であること。
- 融資限度額** 年度間 3,000 万円(協同組合等は 1 億円)
- 融資期間** 15 年以内
- 融資利率** 5 年以内 年利 1.8%
10 年以内 年利 2.0%
15 年以内 年利 2.3%
- 信用保証** 栃木県信用保証協会の保証(保証料率 1.6%以内)を付すこと。
- 保証人** 原則不要(法人は代表者 1 名)
- 返済方法** 原則として 1 年以内の据置後月賦返済
- 融資の申込窓口** 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫
- 申込書の添付書類** (1) 市税完納証明書(原本)
(2) 最近 1 期分の決算書の写し
(3) 見積書の写し
(4) カタログ又は平面図の写し
(5) 店舗の新築又は増改築工事を発注する場合は、
建築確認通知書の写し
- 信用保証料補助** 申込金額が 1,000 万円以内の資金については、信用保証料の補助があります。保証料の補助を受けるときは、補助申請書の提出をしてください。
・補助の限度:年度内 1 回限りの補助

お問い合わせ

経済部 商工振興課

電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

融資 小規模企業支援資金

- 資金の用途** 設備資金(土地購入に係る部分を除く。)及び運転資金
- 融資対象者** 市内に事業所を有し、引き続き 1 年以上現在の事業を営んでいる小規模企業者で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。
- 資格要件** (1) 市税を滞納していないこと。
(2) 経営が健全で、返済能力が確実であること。
- 融資限度額** 1 企業 1,250 万円(保証付融資残高と合算したもの)
- 融資期間** 設備資金 10 年以内 運転資金 5 年以内
- 融資利率** 5 年以内 年利 1.8%
10 年以内 年利 2.0%
- 信用保証** 栃木県信用保証協会の保証(保証料率 1.8%以内)を付すこと。
- 保証人** 原則不要(法人は代表者 1 名)
- 返済方法** 原則として 1 年以内の据置後月賦返済
- 融資の申込窓口** 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫
- 申込書の添付書類**
- (設備資金) (1) 市税完納証明書(原本)
(2) 最近 1 期分の決算書の写し
(3) 見積書の写し
(4) カタログ又は平面図の写し
(5) 店舗の新築又は増改築工事を発注する場合は、建築確認通知書の写し
- (運転資金) (1) 市税完納証明書(原本)
(2) 最近 1 期分の決算書の写し
- 信用保証料補助** 申込金額が 1,000 万円以内の資金については、信用保証料の補助があります。保証料の補助を受けるときは、補助申請書の提出をしてください。
- 補助の限度** 回数による制限はない。申込みの都度補助

お問い合わせ

経済部 商工振興課

電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

融資 中小企業運転資金

資金の用途 運転資金(原材料・商品仕入など)

融資対象者 市内に事業所を有し、引き続き 1 年以上現在の事業を営んでいる中小企業者で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。

融資条件 (1) 市税を滞納していないこと。
(2) 経営が健全で、返済能力が確実であること。

融資限度額 1 回 1,000 万円

融資期間 5 年以内

融資利率 年利 1.8%

信用保証 栃木県信用保証協会の保証(保証料率 1.6%以内)を付すこと。

保証人 原則不要(法人は代表者 1 名)

返済方法 原則として 1 年以内の据置後月賦返済

融資の申込窓口 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫

申込書の添付書類 (1) 市税完納証明書(原本)
(2) 最近 1 期分の決算書の写し

信用保証料補助 信用保証料の補助制度があります。保証料の補助を受けるときは、補助申請書の提出をしてください。
補助の限度:回数による制限はない。申込みの都度補助

お問い合わせ

経済部 商工振興課

電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

融資 緊急景気対策特別資金(不況関連)

- 資金の用途** 運転資金(原材料・商品仕入など)
- 融資対象者** 市内に事業所を有し、引き続き 1 年以上現在の事業を営んでいる中小企業者で、法人にあつてはその商業登記を、個人にあつては市内での住民登録を行っていること。
- 資格要件**
- (1) 市税を滞納していないこと。
 - (2) 経営が健全で、返済能力が確実であること。
 - (3) 融資の申込前最近 3 月間又は 6 月間における月平均売上高、月平均販売数量、月平均売上総利益率又は月平均営業利益率が、前々年又は前年同期における月平均売上高、月平均販売数量、月平均売上総利益率又は月平均営業利益率の 3%に相当する額以上減少していること。
- 融資限度額** 1 企業 年度間 3,000 万円
- 融資期間** 7 年以内
- 融資利率** 5 年以内 年利 1.4%
7 年以内 年利 1.5%
- 信用保証** 栃木県信用保証協会の保証(保証料率 1.6%以内)を付すこと。
- 保証人** 原則不要(法人は代表者 1 名)
- 返済方法** 1 年以内の据置後月賦返済
- 融資の申込窓口** 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫
- 申込書の添付書類**
- (1) 市税完納証明書(原本)
 - (2) 最近 1 期分の決算書の写し
 - (3) 営業状況調書
- 信用保証料補助** 申込金額が 1,000 万円以内の資金については、信用保証料の補助があります。保証料の補助を受けるときは、補助申請書の提出をしてください。
- 補助の限度** 回数による制限はない。申込みの都度補助

お問い合わせ

経済部 商工振興課

電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

融資 緊急景気対策特別資金(災害関連)

資金の用途 事業再建に必要な運転資金及び設備資金(設備資金については、補修しようとする設備が市内にある場合を融資対象とする)

融資対象者 市内に事業所を有し、東北地方太平洋沖地震により直接被災した中小企業者で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。

融資条件 (1) 市税を滞納していないこと。
(2) 市町村の発行する罹災証明書を添付すること。
(3) 経営が健全で、返済能力が確実であること。

融資限度額 1企業 年度間 3,000万円
(既存の緊急景気対策特別資金の融資限度額とは別枠)

融資期間 10年以内

融資利率 7年以内 年利 1.4%
10年以内 年利 1.5%

信用保証 栃木県信用保証協会の保証(保証料率 0.7% 災害保証を適用とする資金)を付すこと。

保証人 原則不要(法人は代表者1名)

返済方法 1年以内の据置後月賦返済

融資の申込窓口 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫

申込書の添付書類

(設備資金) (1) 市税完納証明書(原本)
(2) 最近1期分の決算書の写し
(3) 見積書の写し
(4) カタログ又は平面図の写し
(5) 罹災証明書

(運転資金) (1) 市税完納証明書(原本)
(2) 最近1期分の決算書の写し
(3) 罹災証明書

信用保証料補助 申込金額が1,000万円以内の資金については、信用保証料の補助があります。保証料の補助を受けるときは、補助申請書の提出をしてください。

補助の限度 回数による制限はない。申込みの都度補助

お問い合わせ

経済部 商工振興課

電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

融資 緊急景気対策特別資金(金融関連)

- 資金の用途** 運転資金
- 融資対象者** 市内に事業所を有し、引き続き 1 年以上現在の事業を営んでいる中小企業者で、法人にあつてはその商業登記を、個人にあつては市内での住民登録を行っていること。
- 融資条件** (1) 市税を滞納していないこと。
(2) 経営が健全で、返済能力が確実であること。
(3) 取引金融機関が特別危機管理開始の決定を受け、経営の健全化を図っていること、その他取引金融機関の事情により、事業資金の円滑な調達が困難になっていること。
- 融資限度額** 1 企業 3,000 万円(不況関連と併せて)
- 融資期間** 7 年以内
- 融資利率** 年利 3.2%を限度として、中小企業者と金融機関が協議して定める固定利率
- 信用保証** 栃木県信用保証協会の保証(保証料率 1.6%以内、セーフティーネットを活用した場合は 0.8%)を付すこと。
- 保証人** 原則不要(法人は代表者 1 名)
- 返済方法** 1 年以内の据置後月賦返済
- 融資の申込窓口** 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫
- 申込書の添付書類** (1) 市税完納証明書(原本)
(2) 最近 1 期分の決算書の写し
(3) 緊急景気対策特別資金申込確認書
(4) セーフティーネット 6 号または 7 号(中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 6 号または第 7 号)の認定書
- 信用保証料補助** 申込金額が 1,000 万円以内の資金については、信用保証料の補助があります。保証料の補助を受けるときは、補助申請書の提出をしてください。
- 補助の限度** 回数による制限はない。申込みの都度補助

お問い合わせ

経済部 商工振興課

電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

融資 緊急企業支援資金

資金の用途 運転資金

融資対象者 市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。

資格要件 (1) 市税を滞納していないこと。
(2) 経営が健全で、返済能力が確実であること。

【不況業種関連】 不況業種に係るセーフティーネット(中小企業信用保険法第2条第4項第5号)認定が受けられること。

融資限度額 1企業 1,000万円

融資期間 (1) 割賦償還 3年以内
(2) 期日一括償還 6月以内

融資利率 年利1.8%

信用保証 栃木県信用保証協会の保証(保証料率0.8%)を付すこと。

保証人 原則不要(法人は代表者1名)

返済方法 (1) 割賦償還 (6月以内の据置後)
(2) 期日一括償還 (据置期間はなし)

期日一括償還【期日一括償還の場合の利用条件】

- (1) 期日厳守を徹底すること。
- (2) 返済原資を明確にすること。
- (3) 期日に一括償還できなかったときは、当該債務をその融資日を始期とする3年以内の割賦償還債務に切り替え、期日一括償還への借換えは、認めないこと。

融資の申込窓口 市内に本店又は支店を有する足利銀行、栃木銀行、みずほ銀行
烏山信用金庫、鹿沼相互信用金庫、栃木信用金庫

(信用保証依頼は融資振興会を通さず、金融機関がプロパー用紙で保証協会に直接申し込むこととなります。)

申込書の添付書類 (1) 市税完納証明書
(2) 最近1期分の決算書

【不況業種関連】 不況業種に係るセーフティーネット認定書

信用保証料補助 信用保証料の補助は行っていない。

お問い合わせ 経済部 商工振興課 電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

融資 街づくり活性化創業資金(一般創業資金)

資金の用途 設備資金(土地購入に係る部分を除く。)及び運転資金

融資対象者【事業転換又は新事業開始】次の(1)又は(2)に該当

- (1) 市内に事業所を有し、引き続き 1 年以上現在の事業を営んでいる中小企業者で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。
- (2) 現在の事業を転換し、又はその事業のほか新たに別の事業を開始しようとしていること。

【事業を開始してから 1 年未満】

市内に事業所を有し、新たに事業を開始してから 1 年未満の中小企業者で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。

【同一業種】

市内に 1 年以上居住し、同一業種の企業に 5 年以上勤務し、退職後 1 年を経過していないものであって、これから営もうとする事業がその業種における技術又は経験に関連しているもの

【法律に定める資格】

市内に 1 年以上居住し、法律に定める資格を有し、これから営もうとする事業がその資格に関連しているもの

資格要件 (1) 市税を滞納していないこと。

(2) 経営が健全で、返済能力が確実であること。

融資限度額 1 企業 設備資金 1,000 万円(所要経費の 80%以内)

運転資金 500 万円、設備資金と運転資金との併用は 1,000 万円

融資期間 設備資金 7 年以内 運転資金 5 年以内

融資利率 5 年以内 年利 1.8%

7 年以内 年利 1.9%

信用保証 栃木県信用保証協会の保証(保証料率 1.6%以内)を付すこと。

保証人 原則不要(法人は代表者 1 名)

返済方法 1 年以内の据置後月賦返済

融資の申込窓口 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫

申込書の添付書類 次頁参照

信用保証料補助 信用保証料の補助制度があります。保証料の補助を受けるときは、補助申請書の提出をしてください。

補助の限度 年度内 1 回限りの補助

申込書の添付書類

【事業転換又は新事業開始】

（設備資金）

- (1) 市税完納証明書(原本)
- (2) 最近 1 期分の決算書の写し
- (3) 新規事業計画書の正本
- (4) 取扱金融機関の所見
- (5) 法人にあつては商業登記簿登記事項証明書、個人にあつては営業(所在地)証明書
- (6) 業種に許認可等を要する場合は、その許認可等の証書の写し
- (7) 見積書の写し
- (8) カタログ又は平面図の写し
- (9) 店舗の新築又は増改築工事を発注する場合は、建築確認通知書の写し

（運転資金）

- (1) 市税完納証明書(原本)
- (2) 最近 1 期分の決算書の写し
- (3) 新規事業計画書の正本
- (4) 取扱金融機関の所見
- (5) 法人にあつては商業登記簿登記事項証明書、個人にあつては営業(所在地)証明書
- (6) 業種に許認可等を要する場合は、その許認可等の証書の写し

【事業を開始してから 1 年未満】

（設備資金）

- (1) 市税完納証明書(原本)
- (2) 新規事業計画書の正本
- (3) 取扱金融機関の所見
- (4) 法人にあつては商業登記簿登記事項証明書、個人にあつては営業(所在地)証明書(原本)
- (5) 事業着手を証明できる書類(事業用建物の賃貸借契約書、商品発注書等)の写し
- (6) 業種に許認可等を要する場合は、その許認可等の証書の写し
- (7) 見積書の写し
- (8) カタログ又は平面図の写し
- (9) 店舗の新築又は増改築工事を発注する場合は、建築確認通知書の写し

(運転資金)

- (1) 市税完納証明書(原本)
- (2) 新規事業計画書の正本
- (3) 取扱金融機関の所見
- (4) 法人にあつては商業登記簿登記事項証明書、個人にあつては営業(所在地)証明書(原本)
- (5) 事業着手を証明できる書類の写し
- (6) 業種に許認可等を要する場合は、その許認可等の証書の写し

【同一業種】

(設備資金)

- (1) 市税完納証明書(原本)
- (2) 新規事業計画書の正本
- (3) 取扱金融機関の所見
- (4) 開業後、法人にあつては商業登記簿登記事項証明書、個人にあつては営業(所在地)証明書(原本)を提出すること。
- (5) 5年以上の同一業種への勤務歴が記載された雇用証明書
- (6) 業種に許認可等を要する場合は、その許認可等の証書の写し
- (7) 見積書の写し
- (8) カタログ又は平面図の写し
- (9) 店舗の新築又は増改築工事を発注する場合は、建築確認通知書の写し

(運転資金)

- (1) 市税完納証明書(原本)
- (2) 新規事業計画書の正本
- (3) 取扱金融機関の所見
- (4) 開業後、法人にあつては商業登記簿登記事項証明書、個人にあつては営業(所在地)証明書(原本)を提出すること。
- (5) 5年以上の同一業種への勤務歴が記載された雇用証明書
- (6) 業種に許認可等を要する場合は、その許認可等の証書の写し

【法律に定める資格】

（設備資金）

- (1) 市税完納証明書（原本）
- (2) 新規事業計画書の正本
- (3) 取扱金融機関の所見
- (4) 開業後、法人にあつては商業登記簿登記事項証明書、個人にあつては営業（所在地）証明書（原本）を提出すること。
- (5) 法律に定める資格の証書の写し
- (6) 業種に許認可等を要する場合は、その許認可等の証書の写し
- (7) 見積書の写し
- (8) カタログ又は平面図の写し
- (9) 店舗の新築又は増改築工事を発注する場合は、建築確認通知書の写し

（運転資金）

- (1) 市税完納証明書（原本）
- (2) 新規事業計画書の正本
- (3) 取扱金融機関の所見
- (4) 開業後、法人にあつては商業登記簿登記事項証明書、個人にあつては営業（所在地）証明書（原本）を提出すること。
- (5) 法律に定める資格の証書の写し
- (6) 業種に許認可等を要する場合はその許認可等の証書の写し

お問い合わせ

経済部 商工振興課

電話番号：028-632-2434 ファクス：028-632-5420

融資 街づくり活性化創業資金(新事業創出資金)

資金の使途 設備資金(土地購入に係る部分を除く。)及び運転資金

融資対象者【個人創業】次の(1),(2)を全て満たしていること。

- (1) 市内に住所を有する事業を営んでいない個人で、融資を受けようとする額の3分の1以上の自己資金を有すること。
- (2) 融資実行後1ヶ月以内に市内で新たに事業を開始する具体的計画を有すること。

【法人創業】次の(1),(2)を全て満たしていること。

- (1) 市内に住所を有する事業を営んでいない個人で、融資を受けようとする額の3分の1以上の自己資金を有すること。
- (2) 融資実行後2ヶ月以内に市内で新たに中小企業者である法人を設立し、事業を開始する具体的計画を有すること。

【分社】次の(1),(2)を全て満たしていること。

- (1) 市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。
- (2) 事業を継続しながら、新たな事業を営むために新たな法人を設立しようとしており、その具体的計画を有すること。

資格要件 (1) 市税を滞納していないこと。

- (2) 経営が健全で、返済能力が確実であること。

融資限度額 1企業 設備資金 1,000万円(設備資金は所要経費の80%以内)

運転資金 1,000万円, 設備資金と運転資金の併用は1,000万円

融資期間 設備資金7年以内 運転資金5年以内

融資利率 5年以内 年利1.8%

7年以内 年利1.9%

信用保証 栃木県信用保証協会の保証(保証料率1.6%以内)を付すこと。

保証人 原則不要(法人は代表者1名)

返済方法 1年以内の据置後月賦返済

融資の申込窓口 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫

申込書の添付書類

【個人創業又は法人創業】

(設備資金)

- (1) 市税完納証明書(原本)
- (2) 創業計画書の正本
- (3) 取扱金融機関の所見
- (4) 開業後、法人にあっては商業登記簿登記事項証明書、個人にあっては営業(所在地)証明書(原本)を提出すること。

- (5) 自己資金を証明する残高証明書等の書類の写し
- (6) 業種に許認可等を要する場合は、その許認可等の証書の写し
- (7) 見積書の写し
- (8) カタログ又は平面図の写し
- (9) 店舗の新築又は増改築工事を発注する場合は、建築確認通知書の写し

(運転資金)

- (1) 市税完納証明書(原本)
- (2) 創業計画書の正本
- (3) 取扱金融機関の所見
- (4) 開業後、法人にあっては商業登記簿登記事項証明書、個人にあっては営業(所在地)証明書(原本)を提出すること。
- (5) 自己資金を証明する残高証明書等の書類の写し
- (6) 業種に許認可等を要する場合は、その許認可等の証書の写し

【分社】

(設備資金)

- (1) 市税完納証明書(原本)
- (2) 最近1期分の決算書の写し
- (3) 創業計画書の正本
- (4) 取扱金融機関の所見
- (5) 商業登記簿登記事項証明書
- (6) 業種に許認可等を要する場合は、その許認可等の証書の写し
- (7) 見積書の写し
- (8) カタログ又は平面図の写し
- (9) 店舗の新築又は増改築工事を発注する場合は、建築確認通知書の写し

(運転資金)

- (1) 市税完納証明書(原本)
- (2) 最近1期分の決算書の写し
- (3) 創業計画書の正本
- (4) 取扱金融機関の所見
- (5) 商業登記簿登記事項証明書
- (6) 業種に許認可等を要する場合は、その許認可等の証書の写し

信用保証料補助 信用保証料の補助制度があります。保証料の補助を受けるときは、補助申請書の提出をしてください。

補助の限度 年度内1回限りの補助

お問い合わせ 経済部 商工振興課 電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

融資 季節経営安定資金

- 資金の用途** 夏季または年末年始において、原材料、商品仕入などに必要な資金
- 融資対象者** 市内に住所及び事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営む中小企業者で、返済能力の確実な方
- 限度額** 1企業あたり1,000万円
- 利率** 年利(保証付) 1.3%(信用保証料率1.9%以内)
年利(保証付なし) 1.7%
- 融資期間夏季**
融資期間:6月1日から10月31日まで
申込期間:5月20日から7月29日まで
- 年末年始**
融資期間:11月1日から5月31日まで
申込期間:10月20日から12月30日まで
- 返済方法** 月賦または期日一括返済
- 保証人** 原則不要(法人は代表者1名)
- 申込窓口等** 足利銀行、栃木銀行、みずほ銀行、群馬銀行
烏山信用金庫、鹿沼相互信用金庫、栃木信用金庫
- 添付書類** 市税完納証明書、最近1期分の決算書

お問い合わせ

経済部 商工振興課

電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

融資 環境保全対策資金

資金の用途 公害防止施設の設置に必要な資金又は環境を保全する事業に必要な資金(低公害車の購入、ISO14001 の認証取得、再生資源の利用促進に必要な施設の整備等)の設備資金及び運転資金

融資対象者 市内に事業所を有し、引き続き 1 年以上現在の事業を営んでいる中小企業者又は中小企業者の協同組合等で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。

資格要件 (1) 市税を滞納していないこと。
(2) 経営が健全で、返済能力が確実であること。
(3) 環境保全対策資金に係る市長の事業認定をあらかじめ受けること。
(事前に商工振興課へご相談ください。)

融資限度額 1 企業・団体あたり
設備資金 2,000 万円 運転資金 1,000 万円

融資期間 設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内
融資利率年利 1.5%

信用保証 栃木県信用保証協会の保証(保証料率 1.6%以内)を付すこと。

保証人 原則不要(法人は代表者 1 名)

返済方法 1 年以内の据置後月賦返済

融資の申込 窓口市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫

申込書の添付書類

(設備資金) (1) 市税完納証明書(原本)
(2) 最近 1 期分の決算書の写し
(3) 環境保全対策資金の認定書
(4) 見積書の写し
(5) カタログ又は平面図の写し
(6) 店舗の新築又は増改築工事を発注する場合は、建築確認通知書の写し

(運転資金) (1) 市税完納証明書(原本)
(2) 最近 1 期分の決算書の写し
(3) 環境保全対策資金の認定書

信用保証料補助 信用保証料の補助は行っていない。

お問い合わせ 経済部 商工振興課

電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

融資 省エネルギー施設等導入における金融上の助成措置

1. 融資 環境保全対策資金

資金の使い道 公害防止施設の設置,環境への負荷を低減させる設備の整備,環境保全
融資限度 1企業・1団体 設備資金2,000万円, 運転資金1,000万円
融資利率 1.50%
融資期間 設備資金10年以内, 運転資金7年以内

※ 詳細につきましては30ページをご覧ください。

2 参考

【栃木県融資制度】 環境保全資金

栃木県では, 公害防止施設等の設置や環境保全に資する事業に取り組む中小企業の皆さんを, 長期・低利の資金融資により応援しています。

※ 原則として, 生産設備(利益を生じる設備)は対象となりません。

融資限度 所要経費の90%以内
(1) 公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業
100万円以上1億円以下
(2) 公害防止のための向上又は事業場の移転の事業
200万円以上1億5千万円以下
融資利率 1.60%
※ 融資利率は金融情勢により変更になることがありますので, 必ず事前にご相談ください。
融資期間 (1) 融資額が1,000万円以上の場合
10年以内(うち元金の措置期間は2年以内)
(2) 融資額が1,000万円未満の場合
7年以内(うち元金の措置期間は1年以内)
※ 返済方法は元金均等月賦方式
その他 資金の利用にあたっては, いくつかの要件を満たすことが必要なため, 栃木県公式ホームページなどで, 詳細内容をご確認ください。

問い合わせ先

栃木県 環境保全課 TEL 623-3188

【地球温暖化対策アドバイザー】

栃木県では, 県内事業者の省エネルギー活動を支援するため, 専門家を派遣し省エネルギー対策などのアドバイスを行います。(派遣費用は無料です。)

問い合わせ・申し込み先

栃木県 地球温暖化対策課 TEL 623-3187

融資 中小企業商工振興資金(商工振興資金)

資金の用途 経営の改善を行うための資金、経営の安定化を図るための資金(受取手形の不渡りにより、債権回収が困難である場合等)、販売を促進するための資金(ISO9001の認証取得等)等の設備資金(土地購入に係る部分を除く。)及び運転資金

融資対象者 市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者又は中小企業者の協同組合等で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。

資格要件 (1) 市税を滞納していないこと。
(2) 経営が健全で、返済能力が確実であること。
(3) 商工振興資金に係る市長の事業認定をあらかじめ受けること。
(事前に商工振興課へご相談ください。)

融資限度額 1 企業 設備資金 2,000 万円 運転資金 1,000 万円
1 団体 設備資金 1 億円 運転資金 1 億円

融資期間 設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内

融資利率 年利 1.5%

信用保証 栃木県信用保証協会の保証(保証料率 1.6%以内)を付すこと。

保証人 原則不要(法人は代表者1名)

返済方法 1 年以内の据置後月賦返済

融資の申込窓口 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫

申込書の添付書類

(設備資金) (1) 市税完納証明書(原本)
(2) 最近1期分の決算書の写し
(3) 商工振興資金の認定書
(4) 見積書の写し
(5) カタログ又は平面図の写し
(6) 店舗の新築又は増改築工事を発注する場合は、建築確認通知書の写し

(運転資金) (1) 市税完納証明書(原本)
(2) 最近1期分の決算書の写し
(3) 商工振興資金の認定書

信用保証料補助 申込金額が2,000万円以内の資金については、信用保証料の補助があります。保証料の補助を受けるときは、補助申請書の提出をしてください。

補助の限度 回数による制限はない。申込みの都度補助

お問い合わせ 経済部 商工振興課 電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

融資 中小企業商工振興資金(商業流通近代化資金)

資金の用途 商店街等の団体による街路灯、イベント広場、情報化システム等の施設整備資金、中小企業者による市の商業流通近代化施策に係る店舗の新設若しくは増改築に係る資金又は商店街若しくは中小企業者による駐車場整備資金の設備資金(土地購入に係る部分を除く。)及びそれに伴う場合の運転資金

融資対象者 都心環状線内の区域に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者又は中小企業者の協同組合等で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。

資格要件 (1) 市税を滞納していないこと。
(2) 経営が健全で、返済能力が確実であること。
(3) 商業流通近代化資金に係る市長の事業認定をあらかじめ受けること。
(事前に商工振興課へご相談ください。)

融資限度額 1 企業 設備資金 5,000 万円(所要経費の 80%以内)
運転資金 1,000 万円(設備資金に伴う場合に限る。)
1 団体 設備資金 1 億円(所要経費の 80%以内)
運転資金 1 億円(設備資金に伴う場合に限る。)

融資期間 設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内

融資利率 年利 1.5%

信用保証 栃木県信用保証協会の保証(保証料率 1.6%以内)を付すこと。

保証人 原則不要(法人は代表者 1 名)

返済方法 1 年以内の据置後月賦返済

融資の申込窓口 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫

申込書の添付書類

(設備資金)(1) 申込人及び保証人の固定資産評価証明書の写し

- (2) 市税完納証明書(原本)
- (3) 最近 2 期分の決算書の写し
- (4) 商業流通近代化資金の認定書
- (5) 見積書の写し
- (6) カタログ又は平面図の写し
- (7) 店舗の新築又は増改築工事を発注する場合は、建築確認通知書の写し

(運転資金)(1) 申込人及び保証人の固定資産評価証明書の写し

- (2) 市税完納証明書(原本)
- (3) 最近 2 期分の決算書の写し
- (4) 商業流通近代化資金の認定書

信用保証料補助 申込金額が 2,000 万円以内の資金については、信用保証料の補助があります。保証料の補助を受けるときは、補助申請書の提出をしてください。

補助の限度 回数による制限はない。申込みの都度補助

お問い合わせ 経済部 商工振興課 電話番号:028-632-2433 ファクス:028-632-5420

融資 中小企業商工振興資金(大谷地区活性化資金)

資金の用途 大谷地区における地域振興若しくは地域活性化事業又は安全対策事業に係る資金の設備資金(土地購入に係る部分を除く。)及びそれに伴う場合の運転資金

融資対象者 市内に事業所を有し、引き続き 1 年以上現在の事業を営んでいる中小企業者又は中小企業者の協同組合等で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。

資格要件 (1) 市税を滞納していないこと。
(2) 経営が健全で、返済能力が確実であること。
(3) 大谷地区活性化資金に係る市長の事業認定をあらかじめ受けること。
(事前に商工振興課へご相談ください。)

融資限度額 1 企 設備資金 5,000 万円(所要経費の 80%以内)
運転資金 1,000 万円(設備資金に伴う場合に限る。)
1 団体 設備資金 1 億円(所要経費の 80%以内)

融資期間 設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内

融資利率 年利 1.5%

信用保証 栃木県信用保証協会の保証(保証料率 1.6%以内)を付すこと。

保証人 原則不要(法人は代表者 1 名)

返済方法 1 年以内の据置後月賦返済

融資の申込窓口 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫

申込書の添付書類

(設備資金) (1) 市税完納証明書(原本)
(2) 最近 1 期分の決算書の写し
(3) 大谷地区活性化資金の認定書
(4) 見積書の写し
(5) カタログ又は平面図の写し
(6) 店舗の新築又は増改築工事を発注する場合は、建築確認通知書の写し

(運転資金) (1) 市税完納証明書(原本)
(2) 最近 1 期分の決算書の写し
(3) 大谷地区活性化資金の認定書

信用保証料補助 申込金額が 2,000 万円以内の資金については、信用保証料の補助があります。保証料の補助を受けるときは、補助申請書の提出をしてください。

補助の限度 回数による制限はない。申込みの都度補助

お問い合わせ 経済部 商工振興課 電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

融資 まちづくり貢献企業支援資金

資金の用途 CSR(企業の社会的責任)活動が市民福祉の増進に寄与すると認める場合に、その企業の経営を継続するための運転資金および設備資金

融資対象者 市内に事業所を有し、引き続き 1 年以上現在の事業を営んでいる中小企業者または中小企業者の協同組合などで、法人の場合はその商標登録を、個人の場合は市内に住民登録を行っていること

融資要件 (1)市税を滞納していないこと。
(2)経営が健全で、返済能力が確実であること。
(3)宇都宮まちづくり貢献企業の認証を受けた者

融資限度額 1 企業または 1 組合などにつき
設備資金 2,000 万円, 運転資金 1,000 万円

融資期間 設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内

融資利率 年利 1.5%

信用保証 栃木県信用保証協会の保証(保証料率 1.6%以内)を付けること

保証人 原則不要(法人は代表者 1 人)

返済方法 1 年以内の据置後月賦返済

融資の申込み窓口 市内に本店または支店がある銀行、信用金庫または商工組合中央金庫

申込書の添付書類

- (設備資金) (1)市税完納証明書(原本)
(2)最 1 期分の決算書の写し
(3)宇都宮まちづくり貢献企業認定書の写し
(4)見積書の写し
(5)カタログ又は平面図の写し
(6)本舗の新築又は増改築工事を発注する場合は、建築確認通知書の写し
- (運転資金) (1)市税完納証明書(原本)
(2)最近 1 期分の決算書の写し
(3)宇都宮まちづくり貢献企業認定書の写し

信用保証料補助 申込金額が 2,000 万円以内の資金については、信用保証料の補助があります。保証料の補助を受けるときは、補助申請書の提出をしてください

補助の限度 回数による制限はありません。申し込みの都度補助します

お問い合わせ 経済部 商工振興課 電話番号:028-632-2434 ファクス:028-632-5420

(2) 宇都宮まちづくり貢献企業認証制度について知りたい方へ

23年度

宇都宮まちづくり貢献企業認証制度のご案内

《宇都宮まちづくり貢献企業》

この制度は、「人づくり」「まちづくり」「環境」などのCSR（企業の社会的責任）活動を宇都宮市のまちづくりの重要な仕組みと位置づけ、活動に取り組む企業を、「宇都宮まちづくり貢献企業」として認証し、様々な分野での活動を支援・推奨することによって、企業・市民・行政の協働のまちづくりを行っていくことを目的とした制度です。

《募集期間》

毎年7月上旬から8月上旬までの約1ヶ月間を募集期間
※詳細については、市ホームページに掲載予定

《募集概要》

対象企業

次のいずれにも該当する企業（会社、組合又は青色申告事業者）が対象です。

ただし、社会貢献を主な目的とする事業所や社会福祉法人等は除きます。

市内に本社・事業所があること（事業所単位での申込みも可能です。）

市内で1年以上継続して事業を営んでいること（資本金・従業員数等での制限はありません。）

市税を滞納していないこと。

申込み方法

募集期間内に、次の書類を持参、郵送で提出してください。

（提出書類） 宇都宮まちづくり貢献企業認証応募申込書

企業概要書・訪問日程調整表

法令順守宣誓書

「CSR活動 考え方・方針について」

宇都宮まちづくり貢献企業認証内容及び証明書類

《「宇都宮まちづくり貢献企業」認証項目(例示)参照》

（様式は、宇都宮市ホームページ、またはCSRホームページからダウンロードできます。）

宇都宮まちづくり貢献企業認証内容のみ、データを事務局宛Eメールでご送付ください。

証明書類のみ、写しを5部事務局宛ご提出ください。原本は必要ありません。

ご提出いただきました資料につきましては、適切に管理させていただきます。

書類提出先

宇都宮まちづくり貢献企業認証委員会事務局（宇都宮市役所 商工振興課 商工振興グループ内）

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 Eメール u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp

Tel 028-632-2434

fax 028-632-5420

認証にかかる費用

企業の費用負担はありません。

《認証ロゴマーク》



《認証企業》

認証期間

認証日から5年間有効です。(更新する場合は、5年ごとに審査を受けることとなります。)

認証期間中に1回以上、認証委員が取り組み状況についてご確認に伺います。

「本制度への信頼を損なう行為があったとき」「認証要件に適合しなくなったとき」等には認証を取消す場合があります。

認証企業への主な支援

認証書・マークの付与

CSRホームページ等による認証企業の広報

低利融資制度「まちづくり貢献企業支援資金」

入札優遇制度「建設工事に係る総合評価落札方式」における技術評価に加点

入札参加資格審査項目に追加 平成23・24年度分～

広報支援

低利融資

入札優遇

《問い合わせ先》

宇都宮まちづくり貢献企業認証委員会事務局

(宇都宮市役所 商工振興課 商工振興グループ内)

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 Eメール u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp

028-632-2434 fax 028-632-5420

市ホームページ <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/> ホーム > 産業 > CSR

CSRホームページ <https://www.csr-utsunomiya.net/>

こちらのページから申込書などの様式をダウンロードできます。

(3) 宇都宮産の農作物などの農資源を活用した新商品・新サービスの 創出をお考えの方へ

うつのみやアグリネットワーク

アグリビジネス創出促進事業 募集のご案内

宇都宮市では、農産物の需要拡大と産業の振興を図るため、地域の農林産業と食品産業など様々な産業間の連携を促進し、新たな商品づくりや地域ブランドづくりを目指す、うつのみやアグリネットワーク事業を進めています。この中で、アグリビジネスの事業化に必要な経費の一部を助成する「アグリビジネス創出促進事業」を実施しています。

1. 対象者

うつのみやアグリネットワーク会員で、農業者・農業団体と製造・流通・販売などの商工業者が連携したプロジェクトチーム

うつのみやアグリネットワークにはいつでも無料で入会できます。

2. 対象事業及び経費

うつのみや産の農産物などの農資源を核として新しい商品やサービスの創出に係る事業で、将来、宇都宮市の産業振興に寄与するものを対象とします。

新商品・新サービスの調査分析及び開発・市場開拓に必要な経費

〔事業化に向けて必要な調査、実証、検討、研修、市場調査、専門家への相談、試作品の製造等に必要な経費〕

試作品の製造等に必要な器具類購入の経費

既に事業化・実用化されている事業は対象外となります。

3. 補助率及び補助上限額

補助対象経費の2/3以内

ただし、器具類の購入は経費の3/10以内で、上限が15万円です。

1件あたり50万円

ただし、梨・トマト・いちごの重点作物を活用する場合は100万円です。

4. 募集期間(予定)

4月1日から4月22日まで

お問合せ

うつのみやアグリネットワーク運営委員会事務局

(宇都宮市経済部農業振興課内) 632-2843

(4) 勤労者の生活の安定のために

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは

1 今なぜ わたしたちにワーク・ライフ・バランスが必要なのか？

わたしたちの生活を振り返ってみると、長時間労働の仕事中心の生活により、健康を害しかねない状況や、子育てや親の介護などとの両立が難しい現実があります。

人々は「もっと家族との時間を大切にしたい」とか「子どもを生んでも仕事を続けたい」など、様々な希望を持っていますが、現実には、多くの男性は仕事優先となり、また、女性は家事や育児の責任が重い状況にあり、自分の人生を希望どおりのバランスで実現できない状況にあります。

このような問題を解消し、男性も女性も、人生の各段階において様々な活動を自分の希望するバランスで展開できるよう、特に「ワーク(働き方)」を見直すことが必要になっています。

「ワーク(働き方)」を見直して、仕事の効率が上がれば、個人にとっては時間に余裕を得ることができ、「ライフ(生活)」が充実します。仕事と仕事以外の生活の好循環を生む社会の実現が必要となっています。

2 ワーク・ライフ・バランスは社会にとっても必要なことです。

仕事と生活の両方を大事にすることは、社会や事業者にとっても、とても重要なことです。

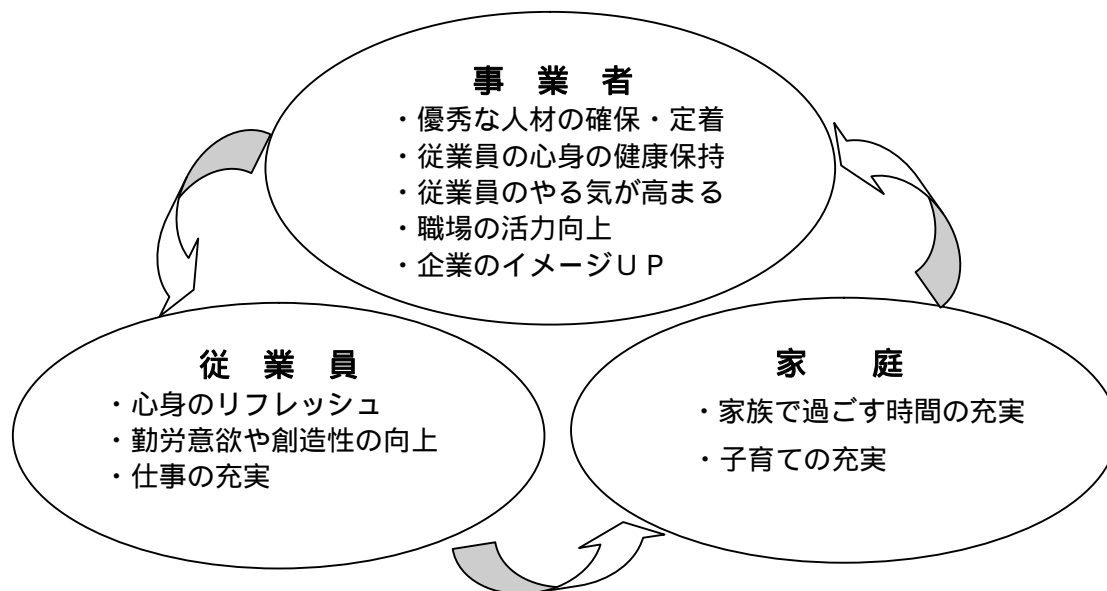
今、社会においては、急速な少子高齢化、人口減少時代の到来により、労働力人口が減少する中で、企業における人材の確保が切実な問題となっており、優秀な人材の確保や定着、生産性の向上を図るためには、男性も女性も、そしてあらゆる世代にとって働きやすい就業環境を整えることが急務となっています。

個々の事業者や組織にとって、将来の成長・発展につながる「明日への投資」となることから、ワーク・ライフ・バランスの実現は必要不可欠なことと言えます。

将来にわたり、持続的発展が可能な社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの推進に社会全体で取り組んでいく必要があります。

3 ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットは？

ワーク・ライフ・バランスに取り組むことにより、事業者や従業員、従業員の家庭にもメリットが生まれます。ワーク・ライフ・バランスは、個人にとっての「仕事」と「生活」の好循環だけでなく、社会全体の好循環につながります。



4 企業向けワーク・ライフ・バランス事業

企業における働きやすい職場づくりを支援するため、以下の事業に取り組んでいます。

- ・企業向けセミナー・出前講座の実施、ガイドブックの配布
企業でのワーク・ライフ・バランスの取組を支援するため、セミナーや出前講座を実施するとともに、ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックを配布します。
- ・男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」
働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる市内事業者を表彰し、その取組を広く市民に周知します。

事業主のみなさんも、ワーク・ライフ・バランスについて考えてみませんか？

お問い合わせ 市民生活部男女共同参画課
電話番号：028 - 632-2346 ファクス：028 - 632-2347

職場における健康管理について

社会で働く人にとって「健康な体で働けるように健康管理を行う」ことは大切です。宇都宮市では健康づくり計画「健康うつのみや 21」に基づいて、次のような事業を実施していますので、ぜひご利用ください。

1 健康診査について

市民のみなさんの健康を守るために健康診査を実施しています。会社などで健診を受診する機会のない方は、年に一度、健康診査で自分の健康状態をチェックしましょう。健診の種類は下記の表をご覧ください。

集団健診の日程や会場は「健康づくりのしおり」、「広報うつのみや」または「市ホームページ」でご確認ください。個別健診の受診できる医療機関も「健康づくりのしおり」や「市ホームページ」に掲載されております。なお、いわゆる「メタボ健診」、特定健康診査については、ご加入の医療保険者（健康保険証の発行元）にお尋ねください。

☎ 保健所健康増進課 TEL 626-1129

※ 集団健診：保健センターや地区市民センター等を会場に行う健診で、日時や会場を健康増進課に予約します。

※ 個別健診：市内の病院・医療機関で個別に申し込んで受診する健診です。

健診の種類	内 容	料 金		受診できる人
		個 別	集 団	
心電図検査		900 円	180 円	40 歳以上
貧血検査	血液検査	1,000 円	20 円	40 歳以上
眼底検査	眼底の血管撮影		80 円	40 歳以上
胃がん検診	胃部X線撮影	3,200 円	810 円	40 歳以上 個別健診は X 線撮影または内視鏡のいずれかを選択できます。
	胃部内視鏡	3,200 円		
肺がん検診	胸部X線撮影	1,000 円	420 円	40 歳以上
	X線+喀痰検査	1,700 円	950 円	50 歳以上で喫煙指数 600 以上または 40 歳以上で 6 か月以内に血痰のあった人のみ。
大腸がん検診	便潜血反応検査	850 円	340 円	40 歳以上
乳がん検診	マンモグラフィ検査		780 円	40 歳以上の女性(隔年)
	視触診	650 円	400 円	30 歳代の女性ほか
子宮がん検診	頸部細胞診	1,350 円	730 円	20 歳以上の女性
	頸部+体部細胞診	2,600 円		6 か月以内に不正性器出血,月経異常,褐色帯下の症状があった人が受診できます。
前立腺がん検診	血液検査	1,250 円	360 円	50 歳以上の男性
肝炎ウイルス検診	血液検査 (B 型・C 型肝炎ウイルス)	800 円	290 円	40 歳以上で過去に受けたことのない人,または職場等で受ける予定のない人
骨粗しょう症検診	超音波検査		450 円	満 40・45・50・55・60・65・70 歳の女性
歯科健診	歯周病,むし歯 その他口腔内検査, 歯みがき指導	1,000 円	1,000 円	満 40・45・50・55・60・65・70 歳

2 成人に関する保健事業について

健康づくりに役立つ各種事業を行っています。詳しい内容や日程は「広報うつのみや」でお知らせします。

事業名	内容・実施日・場所など		問い合わせ先
健康や生活習慣病の講座	日常における生活習慣の改善や健康の保持を図るため各種講座を実施します。平日働いていても参加しやすいよう、土・日曜日開催の講座もあります。		「広報うつのみや」でお知らせします。
糖尿病食事療法教室	栄養士による糖尿病食についての教室を行います。		「広報うつのみや」でお知らせします。
血圧計貸出	血圧の自己管理ができるよう、無料で血圧計をお貸しします。貸出期間は2週間です。		宇都宮市保健センター TEL 627-6666
歯科健康相談	歯科医師による入れ歯や歯周病等、歯に関する相談、歯科衛生士によるブラッシングに関する相談を予約制で行います。	日程については「広報うつのみや」でお知らせします。	宇都宮市保健センター TEL 627-6666
健康相談	健診結果の見方や生活習慣病の予防などに関する相談を、電話または面接により、保健師が個別にお受けします。	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午 午後1時～4時	保健所健康増進課 TEL 626-1126 上河内保健センター TEL 674-8787 河内保健センター TEL 673-6337 保健と福祉の総合相談(下記参照)
		水曜日・祝日等の休館日を除く毎日 午前9時～正午 午後1時～4時	宇都宮市保健センター TEL 627-6666
栄養相談	食事の悩みや不安など栄養に関する相談を、電話または面接により、栄養士が個別にお受けします。	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午 午後1時～4時	保健所健康増進課 TEL 626-1126
		水曜日・祝日等の休館日を除く毎日 午前9時～正午 午後1時～4時	宇都宮市保健センター TEL 627-6666
病態別栄養相談	生活習慣病などの病気に応じた食事療法について、主治医の指示に基づき、管理栄養士による個別相談を予約制で行います。	月曜日(祝日を除く)(要予約) 午前9時30分～午後3時 ※保健所で実施	保健所健康増進課 TEL 626-1126
		土・日曜日(要予約) 午前9時30分～午後3時 ※宇都宮市保健センターで実施	

* 保健と福祉の総合相談

市役所1階総合相談 TEL632-2941, 上河内地域自治センター TEL674-3133
河内地域自治センター TEL671-3206, 平石地区市民センター TEL661-2667
富屋地区市民センター TEL665-3698, 姿川地区市民センター TEL645-4535

こころの健康について

精神保健などに関する相談や教室を実施しています。詳しい内容や日程は「広報うつのみや」でお知らせします。

☎ 保健所保健予防課 TEL 626-1114

事業名	内容		実施日
こころの健康相談	こころの健康に関する不安や悩みなどについて相談に応じます。	精神科医師や精神保健福祉士による相談(要予約)	原則毎月第2・第4水曜日 午後1時30分～4時
		保健師による相談(面接相談は要予約)	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午・午後1時～4時
精神保健家族教室	統合失調症患者の家族を対象に、病気の理解と家族の対応について学習します。		「広報うつのみや」でお知らせします。
こころの健康づくり講座	こころの健康に関心を持ち、精神疾患などの初期症状や前兆に対処できるように、また、こころの健康の保持増進ができるよう講座を開催します。		「広報うつのみや」でお知らせします。
うつ病予防教室	うつ疾患への理解や予防の大切さについて理解を深めることができますようにします。		「広報うつのみや」でお知らせします。
こころの健康を考える会	家族のアルコール問題で悩んだり、生きづらさを感じたりしている人同士の語りあい。参加希望者は事前に保健師が面接します。		原則毎月第4金曜日 午後2時30分～4時

働きながら子育てをするための支援制度

市では、平成22年3月に「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」を策定し、すべての子育て家庭が安心して妊娠・出産をし、仕事と生活の調和を実現しながら愛情を持って子育てができる環境づくりを推進しています。

働きながら子育てができる環境づくりの推進においては、希望する時期に子どもを保育園などに預けることができるよう、保育園の新設や既存保育園の改築に合わせた定員増などによる待機児童の早急な解消と、多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を図っています。

1 保育園

保護者のみなさんが仕事や病気などのために、家庭でお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育をする施設です。

【入園できる基準】

保護者が次のいずれかの事情にあるとともに、同居の親族その他の方もお子さんを保育できない場合に限ります。

- (1) 日中、常時仕事をしている場合(外勤、自営業、内職など)
- (2) 出産、病気、心身に障がいがある場合
- (3) 常時同居の病人や心身障がい者の介護をしている場合
- (4) 災害にあった場合
- (5) その他、児童の保育ができない特別な事情がある場合

【保育時間】

各保育園によって異なりますが、概ね午前7時から午後7時までを開所時間としています。

【保育料】

- (1) 保育料は、父母の前年分の所得税、前年度の市民税と児童の年齢により、階層区分に分けて決定します。(ただし、祖父母が同居で家計の主宰者と思われる場合は、祖父母も含みません。)
- (2) 児童の年齢は4月1日現在の満年齢で認定します。
- (3) 延長保育を利用する場合は、別途、延長保育料がかかります。
- (4) 保育料算定の際、所得税の配当控除、住宅取得控除等特別控除、外国税額控除などの税額控除については適用になりません。

【入園申込手続き】

母子手帳・保育に欠ける状況を証明する書類・保護者の所得税等の書類など、必要書類を添えて

申し込みください。

※入園に必要な書類はお問い合わせください。

【受付場所】

- ・ 保育課保育グループ(市役所本庁2階D9番窓口)
- ・ 上河内・河内地域自治センター
- ・ 富屋・平石・姿川の各地区市民センター
- ・ 各保育園(代行受付)

【その他の保育サービス】

(1) 一時預かり事業(保育所型)・特定保育事業

保護者がパートなどで断続的に働いたり、病気や介護等の理由で家庭での保育が一時的に困難となった時にお子さんを預かる制度です。(月64時間以内の利用の場合は一時預かり事業、月64時間以上の場合は特定保育事業)

(2) 家庭的保育事業(保育ママ)

家庭的保育者(保育ママ)を配置し、子どもの個々に応じた保育を、家庭的な雰囲気の中で行います。

お問い合わせ 子ども部保育課

電話番号:028-632-2393 ファクス:028-638-8941

2 病児・病後児保育

病気又は病気やけがの回復期にあるため(医療機関による入院、治療の必要はないが安静が必要)、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産などの理由により家庭で育児を行うことができない就学前の乳幼児および小学校3年生までの児童を、施設において昼間お預かりします。

【実施施設と保育時間】

(1) 栃木県済生会宇都宮乳児院(病後児保育)

宇都宮市竹林町945-1 電話番号:028-626-5511

月曜日～金曜日:午前8時～午後6時まで

土曜日:午前8時～午後1時まで

(日曜日・祝日、年末年始の12月29日～1月3日、5月30日を除く)

(2) 医療法人 福田こどもクリニック(病児・病後児保育)

宇都宮市下砥上町1545-20 電話番号:028-659-8850

月曜日～金曜日:午前8時30分～午後5時30分まで

土曜日：午前8時30分～午後1時まで
(日曜日・祝日，年末年始，お盆の時期を除く)

(3) ゆうゆう保育園(病後児保育)

宇都宮市金田町759-1 電話番号：028-674-8500

月曜日～金曜日：午前9時～午後6時まで

(日曜日・祝日，年末年始を除く)

(4) ひばり保育園(病後児保育)

宇都宮市中今泉3-28-1

電話番号：028-633-5221

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時30分

土曜日：午前8時30分～午後1時

(日曜日・祝日・年末年始を除く)

【利用期間】

原則として7日以内

【定員】

1日4人(ゆうゆう保育園は2人，ひばり保育園は3人)

【利用料】

1日につき2,500円(昼食・おやつ代込)

【申込】

直接，実施施設へ。なお，利用にあたり，医師の利用可能であることの証明が必要です。

お問い合わせ 子ども部保育課

電話番号：028-632-2392 ファクス：028-638-8941

3 一時預かり保育

ゆうあいひろばでは，生後6か月から小学校就学前までのお子さんをお預かりします。急なお仕事の時など，ご都合に合わせてご利用いただけます。

【所在】

宇都宮市馬場通り4丁目1-1

うつのみや表参道スクエア6階 宇都宮市民プラザ内
電話:028-616-1569

【開館時間】

午前9時～午後6時

【休館日】

年末年始(12月29日～1月3日)

【料金】

1時間800円

【利用申込】

利用する前日の正午までに電話で予約

お問い合わせ 子ども部子ども未来課

電話番号:028-632-2944 ファクス:028-638-8941

4 ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターは、子育ての援助をしたい人と、子育ての援助を受けたい人がお互いに会員になって助け合い、子どもたちの健やかな育ちを地域で援助していくための会員組織です。

【援助できる内容】

- ・ 保育園、幼稚園の開始前・終了後にお子さんを預かります。
- ・ 保育園、幼稚園の送り迎えをします。
- ・ 留守家庭児童会終了後にお子さんを預かります。
- ・ 乳幼児を連れて出かけにくい時(冠婚葬祭, 病院, 参観日)等にお子さんを預かります。
- ・ 病気が治っても集団生活がちょっと無理なような時などにお子さんを預かります。
- ・ その他資格取得や研修の時などお子さんを持つすべての方が援助を受けられます。

【報酬等に関する主な基準】

月曜日～金曜日までの午前7時～午後7時まで……………1時間当たり 700円
土, 日曜日, 祝日及び年末年始並びに上記以外の時間………1時間当たり 800円

【申込と問い合わせ先】

宇都宮市馬場通り4丁目1番1号 宇都宮市民プラザ6階 ゆうあいひろば内

宇都宮市ファミリーサポートセンター

電話:028-616-1571

受付時間:午前9時～午後6時

休業日:年末年始(12月29日～1月3日)

お問い合わせ 子ども部子ども未来課

電話番号:028-632-2944 ファクス:028-638-8941

5 ショートステイ(子育て支援短期入所)事業

保護者が疾病, 出産, 看護, 転勤, 出張, 冠婚葬祭などの理由で児童の養育が一時的に困難なとき, 昼夜を通して児童を乳児院や児童養護施設で短期間お預かりします。

【利用施設】

(1) 栃木県済生会宇都宮乳児院

宇都宮市竹林町945-1 電話番号:028-626-5511

(2) 児童養護施設 きずな

宇都宮市睦町3-7 電話番号:028-633-5626

(3) 児童養護施設 ネバーランド

鹿沼市下奈良部長町1-81 電話番号:0289-71-1103

(4) 児童養護施設 氏家養護園

さくら市氏家1060 電話番号:028-682-2645

(5) 児童養護施設 下野三楽園

宇都宮市下小池町194 電話番号:028-669-2131

【利用期間】

原則として7日以内

【利用料】

2歳未満児および慢性疾患児 5,350円

2歳以上児 2,750円

【利用申込】

子ども家庭課子ども家庭支援室へ 電話番号:028-632-2788

お問い合わせ 子ども部子ども家庭課

電話番号:028-632-2788 ファクス:028-638-8941

6 子どもの家・留守家庭児童会事業

共働きなどで昼間不在になってしまうご家庭の児童(主に小学1年から3年)を対象に、放課後における安全・安心な生活の場を提供します。

専任指導員が仲間づくりや遊びを通してしつけなどの指導をします。

【開設時間】

開設時間は次のとおりです。ただし、各会により異なる場合がありますので、直接、各会にお問い合わせください。

月曜日～金曜日・・・午後1時～午後6時

土曜日・・・・・・・・・・午前9時～午後5時

(学校長期休業時)

月曜日～土曜日・・・午前9時～午後5時

子どもの家では、乳幼児とその保護者の方に交流の場を提供し、子育て支援を行っています。

(注)一部の子どもの家を除く。

【開設時間】

月曜日から金曜日 午前10時から正午(学校長期休業中を除く)

お問い合わせ 教育委員会事務局 生涯学習課 家庭・地域連携グループ

電話番号:028-632-2674 ファクス:028-639-2675

7 事業所内保育施設設置促進事業補助金

仕事と子育ての両立支援を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、市内において新たに事業所内保育施設を設置する事業主に対し、設置費用の一部を補助します。

【事業所内保育施設とは】

事業主及び事業主団体(複数の事業主による任意団体)が、自ら又は共同で宇都宮市内に新たに設置する施設で、その雇用する労働者の子ども(0歳から就学前の乳幼児)の保育を行う施設です。

【補助の内容】

■補助対象経費

- ・ 施設の建設費, 工事費, 設計監理料
- ・ 施設の購入費
- ・ 一品の単価が1万円以上の備品・遊具の購入費

■補助額

補助対象経費の2分の1で500万円を限度

【保育施設の規模】

- ・ 乳幼児の定員が5人以上10人未満
- ・ 施設の総面積が乳幼児1人当たり, 7平方メートル以上

【対象となる事業主】

次の要件をすべて満たす者

- ・ 市内に事業所があること
- ・ 雇用保険の適用事業主であること
- ・ 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法の規定により、管轄の都道府県労働局に届け出ていること(常時雇用する労働者が300人以下の事業主を除く)
- ・ 育児休業, 介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律に沿った育児休業制度を労働協約又は就業規則に定めていること(常時雇用する労働者が10人未満の事業主を除く)
- ・ 市税を滞納していないこと

【対象となる保育施設】

■構造・設備など

- ・ 保育室の面積は, 2歳未満の乳幼児1人当たり1.65平方メートル以上, 2歳以上の幼児1人当たり1.98平方メートル以上あること
- ・ 保育を行う部屋のほか, 調理室及び便所があること
- ・ 乳児の保育を行う場所は, 幼児の保育を行う場所と区画されていること など

■運営

- ・ 保育に従事する者の数が, 0歳児概ね3人につき1人以上, 1・2歳児概ね6人につき1人以

上, 3歳児概ね20人につき1人以上, 4歳児以上概ね30人につき1人以上であること。また, その数が2人以上であること

- ・ 保育に従事する者の概ね3分の1(保育に従事する者が2人の保育施設では1人)以上が保育士又は看護師の資格を有すること

■設置場所

- ・ 事業所の敷地内
- ・ 事業所の近接地
- ・ 労働者の通勤経路
- ・ 労働者の居住地の近接地

■利用条件

- ・ 利用者は, 原則として, 事業主等が雇用する労働者であること
- ・ 保育時間は, 利用する労働者の労働時間を考慮して設定するなど, 利用しやすいものであること
- ・ 利用者から保育料を徴収する場合は, 地域の他の保育施設に比べ高額にならないなど, 適正な価格であること

お問い合わせ 子ども部保育課

電話番号:028-632-2383 ファクス:028-638-8941

(5) 障がい者の雇用について

障害者雇用促進法が改正されました

1 障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」(平成20年法律第96号)が成立し、平成21年4月から段階的に施行されます。

(1) 障害者雇用納付金制度

障害者雇用納付金制度は、事業主間の経済的負担を調整する観点から、雇用障害者数が法定雇用率(1.8%)に満たない事業主から、その雇用する障がい者が1人不足するごとに1月あたり5万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障がい者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金(超過1人につき1月あたり2万7千円)や助成金を支給する仕組みです。

この障害者雇用納付金の徴収は、昭和52年以降、経過措置として、常用雇用労働者を301人以上雇用する事業主のみを対象としてきました。

(2) 障害者雇用納付金制度の対象事業主を拡大する目的

しかし、近年、障がい者の雇用が着実に進展する中で、中小企業における障がい者雇用状況の改善が遅れており、障がい者の身近な雇用の場である中小企業における障がい者雇用の促進を図る必要があります。

(3) 今回の法改正による改正点

こうした観点を踏まえ、

平成22年7月から、常用雇用労働者が201人以上300人以下の事業主 平成27年4月から、常用雇用労働者が101人以上200人以下の事業主
--

に、障害者雇用納付金制度の対象が拡大されます。

☆ ポイント

- ◆ 制度の適用から5年間は、納付金の減額特例が適用されます。
常用雇用労働者が201人以上300人以下の事業主
平成22年7月から平成27年6月まで 5万円 → 4万円
常用雇用労働者が101人以上200人以下の事業主
平成27年4月から平成32年3月まで 5万円 → 4万円
※障害者雇用調整金は、変わらず2万7千円となります。
- ◆ 中小企業における障がい者の雇用を促進するため、様々な助成金があります。お近くの公共職業安定所(ハローワーク)に、お気軽にご相談ください。

2 障がい者の短時間労働への対応

(1) 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱い

現在の障害者雇用率制度においては、原則として、週所定労働時間が30時間以上の労働者を実雇用率や法定雇用障害者数の算定の基礎としています。

このため、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の重度障がい者や精神障がい者を除き、重度でない身体障がい者や知的障がい者である短時間労働者については、実雇用障害者数や実雇用率にカウントすることはできませんでした。

(2) 短時間労働に対する対応の必要性

一方で、短時間労働については、

- ・ 障がい者によっては、障がいの特性や程度、加齢に伴う体力の低下等により、長時間労働が難しい場合があるほか、
- ・ 障がい者が福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就労形態として有効である

などの理由から、障がい者に一定のニーズがあります。

(3) 今回の法改正による改正点

こうしたニーズへの対応として、平成22年7月から、障害者雇用率制度における実雇用障害者数や実雇用率のカウントの際に、身体障がい者又は知的障がい者である短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)をカウントすることとなります。このとき、そのカウント数は0.5カウントとなります。

3 企業グループ算定特例の創設

(1) 企業グループ算定特例について

平成21年4月から、一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、特例子会社がない場合であっても、企業グループ全体で実雇用率を通算できるようになります。

(2) 企業グループ算定特例の認定要件

企業グループ算定特例の認定を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 親会社が障害者雇用推進者を選任していること。
- ② 企業グループ全体で障害者雇用の促進及び安定を確実に達成できると認められること。
- ③ 各子会社の規模に応じて、それぞれ常用労働者数に1.2%を乗じた数(少数点以下は切捨て)以上の障がい者を雇用していること。ただし、中小企業については、次に掲げる数以上の障がい者を雇用していること。

ア) 常用労働者数が167人未満	要件なし
イ) 常用労働者数が167人以上250人未満	障がい者1人
ウ) 常用労働者数が250人以上300人以下	障がい者2人
- ④各子会社が、その雇用する障がい者に対して適切な雇用管理を行うことができると認められること又は他の子会社が雇用する障がい者の行う業務に関し、子会社の事業の人的関係もしくは営業上の関係が緊密であること。

4 事業協同組合等算定特例の創設

平成21年4月から、中小企業が事業協同組合等を活用して協同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについて、事業協同組合等(特定組合等)とその組合員である中小企業(特定事業主)で実雇用率を通算できるようになります。

☆ ポイント

事業協同組合等とは、次に掲げる組合を指します。

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| <input type="radio"/> 事業協同組合 | <input type="radio"/> 水産加工業協同組合 |
| <input type="radio"/> 商工組合 | <input type="radio"/> 商店街振興組合 |

5 その他

障害者雇用調整金の分割支給

企業グループ算定特例や事業協同組合等算定特例が創設されるのにあわせて、平成21年4月から、障害者雇用調整金を、10社を超えない範囲において、親会社、特例子会社、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主等に対して分割して支給できるようになります。

今回の制度改正に関し、実雇用率の算定など障害者雇用率制度については、栃木労働局(TEL 028-610-3557)又はハローワーク宇都宮(TEL 028-638-0369)に、納付金の給付など障害者雇用納付金制度については、栃木県雇用開発協会(TEL 028-621-2853)にお問い合わせください。

(6) その他

おもてなしモニター・顕彰制度

「おもてなし運動」を進める「おもてなし推進委員会」が観光やサービス関連事業所に対し、接客・観光案内サービスなどをモニタリングし、その結果を事業主に提示し、改善等を喚起する制度です。

このモニター調査を活用し、接客マナーの向上を図りたい事業所を募集しています。

【内容】

- ・ 調査員により、接客マナー、観光ガイド技術などについて客観的な調査を行います。
- ・ 調査日時を告示せずに抜き打ちで行い、普段の接客レベルを調査します。
- ・ 調査の結果をとりまとめ、事業者へ改善提案書を提供します。
- ・ 事業者の希望により実施します。

お問い合わせ

おもてなし推進委員会（事務局 宇都宮観光コンベンション協会）

電話番号 028-632-2445

「宮のものづくり達人」派遣事業

皆様の会社・学校・地域にお伺いし、ものづくりのアドバイスをいたします。

1 申請できるのは……？

市内の構成員が5人以上の企業・学校・団体・グループです。
(ただし、中小企業への派遣については、この限りではありません。)

「宮のものづくり達人」の活動内容

- ・企業・業界内での技術指導, 講師
 - ・小・中学校, 高校などでのものづくり体験教室講師, 講演講師, 実技指導
 - ・地域イベント, サークルなどでのものづくり体験教室講師, 実演
- ※ 材料が伴う活動の場合は, 材料費の負担があります。

◆ 「宮のものづくり達人」名簿は, 別紙参照

申し込み方法

「宮のものづくり達人」の活動を希望する日から, 約3週間前までに,
商工振興課に備え付けの所定の派遣申請書に必要事項を記入し,
直接, 郵送, または FAX で商工振興課へお申し込みください。

※ 派遣申請書は市ホームページからも取り出せます。

HP アドレスは <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

トップページ「分野別で探す」→「産業」→「宮のものづくり達人」制度

(材料準備に時間を要しますので, 期限にかかわらず早めのお申し込みをお願いいたします)

お問い合わせ 経済部 商工振興課

電話番号: 028-632-2434 FAX:028-632-5420

宮のものづくり達人「技の達人」名簿

	氏名	職種名等	資格・表彰歴等	活動実績	活動範囲
1	オノ エイジ 小野 榮司	和洋菓子製造	・和菓子製造1級、洋菓子製造1級 ・職業訓練指導員 ・技能検定功労者(厚生労働大臣) ・食品技術功労者(知事)	・古河市調理師専門学校で長年技術講師として指導・育成 ・菓子工業組合主催の技術講習会で指導	・和洋菓子づくり全般 ・学校・地域などでの技術指導・ものづくり体験教室 ・実演 ・午前10時～午後5時可
2	カメイ ミツオ 亀井 光夫	フラワー装飾	・フラワー装飾1級 ・職業訓練指導員 ・知事表彰	・花に関するあらゆることに精通しており、技術を大切にしている花のスペシャリスト ・宇都宮共同高等産業技術学校講師	・挿す花、活ける花の技術指導、花飾り、花束などのフラワーアレンジ ・学校・地域などへの技術指導・ものづくり体験教室・実演 ・花の持っている素晴らしさを伝えていきたい
3	コバヤシ カツミ 小林 克躬	畳製作	・畳製作1級 ・職業訓練指導員 ・宇都宮畳工組合長表彰	・常に技術の研鑽に励み、意欲的に新しい技術を習得し、後進の指導・育成に尽力している ・宇都宮共同高等産業技術学校講師	・花台などの畳製作 ・学校・地域などでの技術指導・ものづくり体験教室・実演 ・曜日、時間帯は応相談
4	シノザキ ハチロウ 篠崎 八郎	建築大工	・建築大工 二級建築士 ・知事表彰 ・職業能力開発協会会長表彰	・木造軸組在来工法に関する技術に特に優れている ・ふれあい体験学習指導 ・宇都宮共同高等産業技術学校校長	・小鳥の巣箱、マルチ収納ボックス、各種ベンチ類、フラワーボックスづくりなど ・木造軸組在来工法に関する技術指導 ・企業・学校・地域などでの技術指導・ものづくり体験教室 ・金曜日の午前10時～午後5時可
5	テツカ カツミ 手塚 勝美	広告美術仕上げ	・広告美術1級 ・職業訓練指導員 ・職業訓練功労者 ・県技能競技大会銀賞 ・全国技能競技大会二位 ・知事表彰	・常に技術の研鑽に励み、意欲的に新しい技術を習得し、後進の指導・育成に尽力している ・宇都宮共同高等産業技術学校講師	・広告美術に関するデザインやイラストの指導 ・植物画、レタリングの指導 ・学校での技術指導・ものづくり体験教室
6	ハセガワ キョシ 長谷川 清	設備保全	・仕上げ特級、油圧装置調整特級、機械保全特級 ・職業訓練指導員 ・1級、特級油圧装置調整技能検定実技試験1位(県)	・現場の技能レベルアップのため保全技能教育を推進 ・技能検定合格に向けた講習会を実施するなど後進の指導にあたっている	・「設備管理」、「機械要素」、「油圧保全」指導 ・「機械要素」講座、「油圧保全」講座の実演 ・企業・学校・地域などでの技術指導・実演
7	ホリウチ ヒデオ 堀内 英夫	中国料理	専門調理技能士 厚生大臣表彰	・餃子のフルコース考案 ・宇都宮餃子会の設立に協力	・中国料理の調理指導 ・企業・学校・地域などでの技術指導・実演 ・曜日、時間帯は応相談
8	ヤマナカ シュウゾウ 山中 修三	紳士服製造	・紳士服製造1級 ・栃木県技能競技大会1位	・卓越した技術者であり、1級技能士として活躍し、後進の指導に努力している	・ティッシュケースなど小物類の製作 ・ボタン付け、ボタンホールづくり、ミシンの調整、刃物(ハサミなど)の研磨指導 ・企業・学校・地域などでの技術指導・ものづくり体験教室・実演 ・日本人の手先の器用さが失われつつある現在、特に小・中学生にものづくりの本質を教えてあげたい。
9	カトウ タダシ 加藤 正	畳製作	・畳製作1級 ・職業訓練指導員 ・技能検定実技試験補佐員 ・事業内職業訓練功労者表彰 ・事業内職業訓練功労者厚生労働大臣表彰	・常に技術の研鑽に励み、意欲的に新しい技術を習得し、後進者の指導・育成に尽力している ・畳製作における工作法及び寸法採寸に特殊な技能を有し、一帖本法、四一法、三四五法などの指導に工夫改善をして、後継者・訓練生の技能向上に尽力している ・宇都宮共同高等産業技術学校副校長、講師	・薄縁・花台などの畳製作 ・企業・学校・地域へのものづくり体験指導・実演 ・曜日・時間帯は応相談
10	ササヌマ ノブオ 笹沼 巨男	和菓子製造	・和菓子製造1級(第1号) ・技能検定委員 ・第20回全国菓子大博覧会名誉大賞 ・第23回全業博工芸賞 ・第23回全業博栄誉大賞 ・第24回全国菓子大博覧会優秀賞	・有能な技能者として、多くの後進技能者の指導育成に寄与している ・工芸菓子を重点に技術指導を行っている ・県の委託事業において、市内菓子店を巡回し菓子製造指導を行っている	・工芸菓子・和菓子製作指導 ・企業・学校・地域への技術指導・ものづくり体験指導・実演 ・曜日は応相談、13時～17時
11	ハンダ ショウジ 半田 昭四	広告美術仕上げ	・広告美術仕上げ1級 ・職業訓練指導員 ・技能検定実技試験補佐員 ・知事表彰 ・職業能力開発協会会長表彰 ・第26回関東広告美術コンクール金賞	・常に技術の研鑽に励み、意欲的に新しい技術を習得し、後進の指導・育成に尽力している ・文字揮毫、看板製作に優れている ・宇都宮共同高等産業技術学校講師	・一般的な水彩画(風景画・人物画)の指導 ・広告美術に関するデザインやイラストの指導 ・学校・地域への技術指導・ものづくり体験指導

	氏名	職種名等	資格・表彰歴等	活動実績	活動範囲
12	アオキ タカノブ 青木 敬信	みそ製造	・一級みそ製造技能士 ・公害防止主任管理者 ・第48回全国味噌鑑評会「銘柄・初仕込 全国味噌技術会 理事長賞」表彰 ・全国味噌鑑評会入賞 ・栃木県知事表彰(最優秀技術賞)	・味噌づくり30年以上の経験 ・味噌づくり製造現場で味噌仕込熟成管理等の業務を行うとともに、昭和62年からは研究開発室長として新製品の開発に従事。 画期的な「固形みそ粒菓子の製造法」の特許を取得。(固形みそ汁) ・平成15年には「下野のまこうじ味噌」の技術により県よりフロンティア企業の認証取得	・味噌仕込、熟成管理、味噌に関する全般技術指導 ・企業・学校・地域などでの技術指導・ものづくり体験教室・実演 ・金曜日の午前9時～午後6時可
13	ヤマモト マサオ 山本 正夫	建築大工	・建築大工技能士(2級) ・二級建築士 ・職業訓練指導員 ・第7回栃木県技能競技大会「建築大工一般の部・銅賞」知事表彰 ・宇都宮商工会議所会頭表彰	・木造軸組在来工法に関する技術に特に優れている ・栃木県建築大工連合会主催「ふれあい体験学習指導」指導員として積極的に活動している ・ろまんちっく村で開催された「もくもく祭り」のものづくり指導の経験あり ・宇都宮共同高等産業技術学校講師	・木造軸組在来工法、一般技術に関する技術指導 ・小鳥の巣箱、マルチ収納ボックス、各種ペンチ類、フラワーボックスづくりなどの製作指導 ・企業・学校・地域などでの技術指導・ものづくり体験教室 ・金曜日の午前9時～午後5時可
14	ヨシザワ タカオ 吉沢 隆夫	建築板金	・一級建築板金(内外塗装板金作業)技能士 ・職業訓練指導員 ・第16回全板連青年部全国技能協議大会「栃木県板金工業組合青年部代表」全日本板金工業組合連合会表彰	・平成2年より職業訓練指導員として活躍し、板金施工技術・技能指導、金属加工技術指導を行い人材育成に貢献 (現在:鹿沼共同高等産業技術学校講師) ・薄板金属、トタン板、銅板、ステン板を使い、板金・屋根・雨どい・飾り品・金属の施工・加工等の業務に携わり35年の経験、卓越した技術	・学校などでの銅板表札・打ち出しなどの技術指導(平日の午前8時～12時) ・企業・学校・地域などでの銅板打ち出しによるものづくり体験指導教室 ・実演(曜日・時間は相談)
15	オガワ イサム 小川 勇	広告美術仕上げ	・広告美術(プラスチック仕上げ)1級 ・広告美術(ペイント仕上げ)1級 特別電気工事資格(ネオンサイン) ・「組織功労者」表彰 ・「事業内職業訓練功労者」表彰(栃木県)	・常に技術の研鑽に励み、意欲的に新しい技術を習得し、後進の指導・育成に尽力している ・宇都宮共同高等産業技術学校講師	・レタリング、デザイン、イラスト、漫画などの技術指導、体験指導、実演・学校、地域を対象
16	オノ カオル 小野 薫	和洋菓子製造	・菓子製造(和菓子製造作業)1級	・専門学校、短期大学等で技術講師として指導・育成 ・海外の菓子職人と交流し、和菓子の紹介を行っている。	・教育機関での和菓子の紹介や技法の指導 ・和菓子作りを通じての日本伝統菓子の理解、ものづくり体験教室 ・学校・地域を対象
17	ハヤシ ナオアキ 林 直昭	めっき	・めっき(電気めっき作業)1級 ・公害防止管理者水質2種 ・毒劇物取扱責任者 ・「平成19年度全国めっき技術コンクール」自由研磨装飾クロムめっき部門及び亜鉛めっき部門 厚生労働大臣賞 ・平成21年度 全国めっき技術コンクール 「装飾クロムめっき部門」厚生労働大臣賞	・「全国めっき技術コンクール」で県内唯一厚生労働労働大臣賞を受賞 ・会社経営全般の業務と共に、若手や新入社員の技術向上に努める。	・めっき技術理論、金属の性質、金属の腐食防食理論の講演、講師 ・小型めっき装置を使用しているめっき作業および簡易的研磨作業の体験講師 ・企業・学校・地域を対象
18	マツダ ヨシタカ 松田 吉隆	広告美術仕上げ	広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ)2級 広告美術仕上げ(広告面プラスチック仕上げ)1級 職業訓練指導員 ネオンサイン工事	・昭和37年4月より広告美術の仕事に従事 ・宇都宮市共同高等産業技術学校講師(平成12年～)	・シート張り加工などの技術指導、体験指導、実演 ・企業、学校、地域を対象
19	オヤマ フミオ 小山 文生	フラワー装飾	・フラワー装飾1級 ・職業訓練指導員 ・栃木県技能競技大会「フラワー装飾の部第2位」	・花に関するあらゆることに精通しており、技術を大切にしている花のスペシャリスト ・宇都宮共同高等産業技術学校講師	・フラワーアレンジ ・学校・地域などへの技術指導・ものづくり体験教室・実演
20	フジタ タツゾウ 藤田 達三	広告美術仕上げ	・広告美術仕上げ 広告面構成仕上げ作業 1級 ・職業訓練指導員 ・とちぎマイスター ・事業内職業訓練功労者表彰 ・技能検定試験成績優秀者表彰	・看板の手書きによるイラストや文字を得意としており、高い技術を持っている。 ・宇都宮共同高等産業技術学校講師	・デザイン、カットティングシート、レタリングの指導 ・企業・学校・地域などへの技術指導・ものづくり体験教室・実演
21	サカモト アイリ 坂本 愛里	婦人子供服製造 ウェディングドレスデザイン	・婦人子供服製造 婦人子供服注文制作作業 1級 ・職業訓練指導員 ・全日本洋装技能コンクール中小企業庁長官賞、参議院議長賞	・ウェディングドレス制作を専門に活躍、市内では第一人者 ・常に技術の研鑽に励み、意欲的に新しい技術を習得している。	・学校を対象に技術指導、実演 ・学校、企業、地域を対象に講演
22	キムラ ヒロイチ 木村 秀一	畳製作	・畳製作 畳製作作業 1級 ・職業訓練指導員	・常に技術の研鑽に励み、意欲的に新しい技術を習得し、後継者の指導・育成に尽力している ・宇都宮共同高等産業技術学校講師	・畳製作に関する技術指導、講演、ものづくり体験教室 ・企業・学校・地域を対象

宮のものづくり達人「伝統工芸の達人」名簿

	氏名	職種名等	資格・表彰歴等	活動実績	活動範囲
1	増淵 シンイチ 進一	宇都宮の挽物	・県の伝統工芸品指定 ・栃木県伝統工芸士	・生漆塗りした作品は美しい木目と漆の光沢が特徴であり、実際使用するとその変化も楽しめる ・木工品制作全般において体験教室、学校等で多数指導実績あり	・木工品制作 ・企業・学校・地域などでの技術指導・ものづくり体験教室・実演 ・曜日・時間帯は応相談
2	オガワ マサノブ 小川 昌信	・ふくべ細工 ・黄鮒	・県の伝統工芸品指定 ・栃木県伝統工芸士	・日光市を訪れる関東一円の小学生や市内の小学生を対象に「ふくべ細工教室」を開催するなどの指導実績あり	・宇都宮の郷土玩具製作指導 ・学校・地域へのものづくり体験指導 ・曜日・時間帯は応相談
3	クロサキ ケイヒロ 黒崎 啓弘	指物	・県の伝統工芸品指定 ・県 森の匠 ・栃木県芸術祭工芸の部 奨励賞 ・宇都宮市芸術祭工芸の部 奨励賞 ・栃木県伝統工芸士	・幼稚園・保育園・小学校・地域などへの多数の木工品製作の指導実績あり ・長年に渡り「木のおはなし」・「道具の使い方」などを通し、子どもたちにもものづくりの楽しさ・技術指導などを行っている ・工芸展の開催など精力的に活動をこなす	・デザイン、素材の決定等も含めた木工品製作指導 ・シロアリから家を守る塗料づくり、古い家具の直し方の指導 ・企業・学校・地域への技術指導 ・ものづくり体験指導・実演 ・曜日・時間帯は応相談
4	タサキ ヨシオ 田崎 芳男	大谷石細工	・県の伝統工芸品指定	・大谷石細工の第一人者 ・大谷石でつくる作品の数々は、自然の石の素顔を大切にした温もりを感じさせてくれる ・学校・地域への指導実績あり	・大谷石細工彫刻指導 ・学校・地域への技術指導・ものづくり体験指導・実演
5	ナカヤマ ハルエ 中山 春枝	野州てんまり	・県の伝統工芸品指定 ・栃木県伝統工芸士	・自分の手まりをつくるため、栃木県にある材料を使用し、県の花、木などを題材にして、製作に励み「野州てんまり」と名付け、現在に至る ・自らオリジナルの郷土色豊かな模様を考案、30年以上に及ぶ製作活動の中で50数種類を越える ・市内の小・中学校、地域への指導実績あり	・野州てんまり製作指導 ・企業・学校・地域への技術指導 ・ものづくり体験指導・実演 ・曜日・時間帯は応相談
6	ムラタ シゲル 村田 茂	曲物	・栃木県の伝統工芸品指定 ・全国伝統的工芸品公募展「商工中金理事長賞」 ・栃木県伝統工芸士	・宇都宮市伝統工芸産業振興推進協議会会長を平成2年から務め、長年にわたり宇都宮の伝統工芸産業の普及に貢献 ・曲物は日光杉並木材を材料に室内装飾品、菓子器類、茶道具類など用途は様々で、その作品は栃木県でも高い評価を受け、県伝統工芸士として指定されている	・曲物製作指導 ・企業・学校・地域への技術指導 ・ものづくり体験実演 ・曜日・時間帯は応相談
7	ホリエ シンイチ 堀江 信一	ワ キュウヨウヤ 和弓用矢	・栃木県の伝統工芸品指定	・長い年月をかけてきた技術を守り、和弓用矢の一本一本に技が感じられる作品づくりを手掛ける ・矢われつつある武道具製作の一人で、市内でも数少ない貴重な職業 ・各学校、各種団体などで貴重な作品を使用し、弓道全般の指導実績あり	・弓道における必要用具に関する指導 ・学校・地域へのものづくり体験教室 ・曜日・時間帯は応相談
8	フクイ カズヒロ 福井 一弘	ミヤ 宮染め	・栃木県伝統工芸士 ・栃木県伝統工芸品指定	・全国でもほとんどなくなったもち米の防染のりを使用する昔ながらの技法を特徴としている ・染釜に染料を堅てて漬染をする奈良時代にはじまった、現在ではほとんどなくなってしまった技法の数少ない伝承者である	・布に形を付けて乾燥させ、染色、水洗いの工程のものづくり体験教室 ・企業、学校、地域を対象

宮のものづくり達人「地域の達人」名簿

	氏名	職種名等	資格・表彰歴等	活動実績	活動範囲
1	アクトツ カズコ 阿久津 和子	てまり		・県伝統工芸品展講習会、小学校で指導経験あり	・てまりづくり ・学校・地域などでのものづくり体験教室 ・午前10時～午後3時
2	キムラ ユリコ 木村 由利子	組紐		・地域での指導実績あり ・江戸時代の「止戈板要」を訳し、復元した作品が「芭蕉の館」に展示してある	・携帯電話ストラップ・ミサンガ・ブローチ・根付けなどの製作 ・組紐と他の紐との違い、植物染め、歴史の説明 ・学校での技術指導・ものづくり体験教室・実演 特に小中学生が日本の伝統文化に興味を持ってほしい ・午前10時～午後5時
3	サイトウ タケオ 斎藤 武夫	紙飛行機	日本紙飛行機協会認定指導員	・マナビス紙飛行機講師 ・紙飛行機講習会開催	・紙飛行機の製作・飛ばし方の指導 ・学校・地域でのものづくり体験指導・実演 ・午前10時～12時 ・製作する場所と飛行機が飛ばせる広い広場(校庭以上)が必要
4	サイトウ ヒデオ 齋藤 英夫	胡蝶蘭	・日本農業賞金賞 ・内閣総理大臣賞	・国内で最初に胡蝶蘭のリレー栽培開始	・胡蝶蘭の栽培・経営にかかる指導・植え替え・花の育て方 ・学校・地域での技術指導・ものづくり体験教室・実演 ・温室見学可 ・曜日、時間帯は応相談
5	サギヤ マサノブ 鷺谷 政信	美術刀剣類の拵及び製作		・水戸藩の御用鍛冶であった代々刀匠の家柄で、先代の時、宇都宮市に移り住む ・市内でも数少ない貴重な職業	・美術品製作に関する指導など ・学校・地域での技術指導・ものづくり体験教室 ・曜日、時間帯は応相談
6	フクダ ヒロシ 福田 寛	剣道具の組み合わせ及び修理		・市内で唯一の武道具組み合わせ修理職 ・各学校、道場に出向いて指導を行っている	・自分に合った竹刀の仕組み方 ・自宅練習用竹刀の製作 ・剣道具使用方法の指導 ・学校・地域での技術指導・ものづくり体験教室 ・午前10時～午後5時
7	ホウジョウマサヒコ 北條 将彦	栃木の栗		・献上栗の生産、全国へ「栃木の栗」のブランドで発送 ・常に技術を向上させる努力をしている ・農業高校で非常勤講師の実績あり	・栗の木の剪定・肥培管理指導 ・栗の料理の仕方 ・貯蔵の方法 ・学校・地域への技術指導・ものづくり体験教室・実演 ・曜日、時間帯は応相談
8	カマイ トシオ 釜井 敏男	施設園芸作物(トマト、イチゴ、キュウリ、メロン、スイカ、カボチャ、トウモロコシ、ブロッコリーなど)	・栃木県名誉農業者 ・緑白綬有功章 ・紫白綬有功章	・昭和57年に施設園芸に転換、トマト、イチゴなどを栽培し、地産地消のための多品目栽培に取り組んでいる ・地域に根ざした農業に取り組み、地域農業、農村の発展、後継者の育成・指導の実績がある	・野菜づくりの技術指導、講習 ・自宅の圃場見学・指導 ・企業・学校・地域への技術指導・実演
9	サカイ カツオ 坂井 勝雄	子どもの工作		・昭和45年から子ども会活動に関与、一貫して遊びを中心とした集団活動を指導 ・学校・地域への指導、指導者育成の実績あり ・創作活動を通して、省資源、環境、リサイクル問題等の指導も行う	・子どもの工作各種の製作指導 ・手に入りやすく、安い材料を使い加工しやすい工作の指導 ・大人対象の指導者養成講座 ・学校・地域への技術指導 ・ものづくり体験指導・実演
10	ムギクラ マサオ 麦倉 正夫	手づくりバック	・洋服工1級 ・職業訓練指導員	・地域への指導の活動 ・地域における手作りバック製作、洋服のサイズ直しなどの指導実績あり ・福祉施設への、オリジナルデザイン手づくりバック寄贈の社会貢献実績あり	・手づくりバック製作指導 ・企業・学校・地域へのものづくり体験指導
11	アカイケ タミコ 赤池 民子	野州てんまり		・野州てんまり「グループくんぼう」の会長を務め、野州てんまり製作や普及に貢献 ・栃木県にある材料(毛羽、ぜんまい綿、木の実、まゆ、絹糸)を使用し、県の花、木などを題材にしオリジナルの郷土色豊かな作品を製作 ・県伝統工芸士、市宮のものづくり達人の中山春枝氏と共に活動を行い、指導者として活躍	・野州てんまり製作指導 ・企業・学校・地域への技術指導 ・ものづくり体験指導・実演 ・曜日・時間帯は応相談
12	ナカオ タツジロウ 中尾 辰二郎	下野の古風「まゆ風」と「みや風」		・昭和50年頃から風づくりを始め、風づくりの専門家に従事し風づくり、風揚げに関して学ぶ ・昭和62年に下野風の会(日本の風の会・栃木県下野支部)を発足	・和風づくり(和紙、竹骨、麻糸使用)のものづくり体験教室 ・学校、地域を対象

宇都宮ベンチャーズ(起業家育成支援施設の貸付・起業家支援)

宇都宮市では、宇都宮市を拠点にベンチャー企業を志す起業家たちを育成・支援するため、「宇都宮ベンチャーズ」を運営しています。

起業家育成支援施設(インキュベーションオフィス)の概要

施設名称: 宇都宮市起業家育成支援施設(愛称 宇都宮ベンチャーズ)

場所: 宇都宮市幸町9番17号

施設内容: インキュベーションオフィス、多目的スペース、交流スペース、会議室等

室数: 10室(10.6㎡~24.0㎡)

設備概要

電気設備: 単相100ボルト3回路、テレビ端子1箇所

空調設備: 冷暖房設備(集中方式)

電話設備: 3回線まで使用可能(電話、FAX、ADSL、光ファイバー等の使用には別途工事、契約が必要)

ネットワーク環境: 宇都宮CATVケーブルインターネット、ADSL、光ファイバーの導入可能

防犯設備: カード式電気錠によりオフィスごとの個別施錠が可能

月額使用料: 1,700円/㎡/月

※

起業家支援

宇都宮ベンチャーズの支援メンバーによる指導と、温かく実践的な支援が受けられます。

- ・ 入居企業カウンセリング
- ・ 交流サロン
- ・ 各種セミナー、講演会

募集期間

空室がある場合、随時、相談・受付

審査方法

入居にあたっては、審査委員会による書類審査及び面接審査の2段階の審査を行います。審査のポイントは、新規性・成長性を主に審査します。

お問い合わせ

経済部 産業政策課 産業育成グループ

電話番号:028-632-2443 ファクス:028-632-2447

2. 環 境

事業所版環境 ISO《ECO うつのみや21》

地球環境保全のためには、市民、事業者、行政などがそれぞれの立場で、自主的・積極的な取組を行う必要があります。特に、事業者については、規模や業種を問わず、積極的な取組が期待されています。

このような中、事業者の環境保全活動の手法の一つとしてISO14001がありますが、この認証取得には、費用や時間、労力などの負担が大きく、中小の企業にとっては必ずしも取り組みやすいものとは言えません。

そこで、宇都宮商工会議所と市ではISO14001の趣旨を生かしつつ、手間や時間がかからず、中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステムの認定制度「事業所版環境ISO（ECOうつのみや21）」を実施しています。

事業者の皆様が、本制度に取り組むことで、環境にやさしい循環型社会を構築する第一歩になります。なお、取り組みが認められた事業所には、認定証を交付します。

1 特徴

- ・ 国際規格であるISO14001を基本に作成し、取組事項(12項目)すべてに、記入例や様式を例示してあるため取組が容易です。
- ・ 有資格者による客観的な審査・判定により、信頼性の高い評価・認定を実施します。
- ・ 環境省の簡易環境マネジメントシステム「エコアクション21(EA21)」と整合しています。
- ・ 「EA21」認証・登録事業所については、わずかな負担で「ECOうつのみや21」も認定可能です。
(要問合せ)

2 利点

- ・ 省資源・省エネルギーに取り組むことにより、経費削減や生産性の向上に繋がります。
- ・ 環境汚染や事故による予測できない環境上の危機の未然防止に繋がります。
- ・ グリーン購入(環境に配慮した物品等の購入)を積極的に行うことにより、取引先からの信頼性や営業力の向上に繋がります。
- ・ 宇都宮市における入札参加資格申請時の申請項目に対応しています。
- ・ 認定後は、商工会議所や市のホームページに掲載になります。

3 その他

「ECOうつのみや21～ガイドブック・様式集～」を、宇都宮商工会議所と市役所12階環境政策課で配布(市のホームページにも掲載)。

お問い合わせ

宇都宮商工会議所 電話番号:028-637-3131

環境部 環境政策課 電話番号:028-632-2409 ファクス:028-632-3316

エコショップ等認定制度

ごみの減量化・リサイクル活動に取り組んでいる小売店舗、飲食店及びホテル内レストランを募集します。

1 対象

エコショップとして認定する小売店舗は、次の2つに分類します。

- (1)スーパーマーケット
- (2)その他の小売店舗(百貨店内スーパー及びコンビニを含む)

エコレストランとして認定する店舗は、次の2つに分類します。

- (1)飲食店
- (2)ホテル内レストラン等

2 認定要件

認定要件は、認定要件チェックシート(別紙)の必須項目の全項目及び推奨項目のうち5項目以上を満たすこととします。

3 優良店の認定

認定店のうち、推奨項目を10項目以上実施している店舗は優良店として認定します。

4 認定店の認定期限など

認定の期限は2年間以内とし、申請年度から翌年度の末日までとします。

5 認定店の取り組み

具体的な取組内容について、年1回の活動報告を義務付けます。

7.市民への周知

認定店リストや市ホームページに店舗名・取り組み内容を掲載するとともに、広報紙やイベント等で市民のみなさんに周知を行います。

お問い合わせ

環境部 ごみ減量課

電話番号:028-632-2413 ファクス:028-632-3316

宇都宮市エコショップ認定要件チェックシート

ア 必須項目

区分	チェック	No.	取り組み内容
再生利用		1	店舗からでるごみの分別を徹底し、資源物のリサイクルを実施している。
発生抑制		2	マイバッグ（かご）持参等のPRなど、レジ袋の削減に努めている。

イ 推奨項目 認定店…5項目以上 / 優良認定店…10項目以上

区分	チェック	No.	取り組み内容
発生抑制		1	簡易包装に努めている。（声かけ運動等）
		2	割り箸やプラスチック製のスプーン・フォークは、必要な人だけに渡している。
		3	商品のばら売り，量り売りを行っている。
		4	通い箱，簡易包装により納入している。
再使用		5	リターナブル瓶の販売及び回収を行っている。
		6	リサイクル情報，不用品交換情報の場を提供している。
再生利用		7	発泡スチロール製の食品トレイを店頭回収し，リサイクルしている。
		8	紙パックを店頭回収し，リサイクルしている。
		9	エコマーク，グリーンマークなど環境ラベル付きの商品を積極的に販売している。
		10	生ごみの処理について，登録再生利用事業者を利用しているか，生ごみ処理機・コンポスト等を利用している。
		11	店舗で使用した食用油をリサイクルしている。
		12	店員の制服，エプロンなどは，再生品を利用している。
その他		13	広告等で，ごみの減量化やリサイクルを呼びかけている。
		14	従業員に対し，ごみ分別やリサイクルについての学習の場を設けている。
		15	その他，ごみの減量化・リサイクル等に効果のあることを実施している。 ()

宇都宮市エコレストラン認定要件チェックシート

ア 必須項目

区 分	チェック	No.	取 り 組 み 内 容
再生利用		1	店舗からでるごみの分別を徹底し，資源物のリサイクルを実施している。
		2	生ごみの処理について，登録再生利用事業者を利用しているか，生ごみ処理機・コンポスト等を利用している。

イ 推奨項目 認定店... 5 項目以上 / 優良認定店... 10 項目以上

区 分	チェック	No.	取 り 組 み 内 容
発生抑制		1	むだなごみが出ないように適正な仕入れ発注を行っている。
		2	通い箱，簡易包装により納入している。
		3	調理くずなどがなるべく出ない工夫をしている。
		4	生ごみの水切りを徹底している。
再使用		5	おしぼりは使い捨てではなく，繰り返し使うものを使用している。
		6	割り箸を使わず，洗い箸等を使用している。
		7	使い捨て食器（包装）を使わず，再使用できる食器を使用している。
		8	食器洗い洗剤などは，使い捨て容器を使わず，詰め替え用を購入している。
再生利用		9	店舗で使用した食用油をリサイクルしている。
		10	店員の制服・エプロンなどは，再生品を利用している。
		11	エコマークなど環境ラベル付きの商品を積極的に使用している。
その他		12	無農薬・有機野菜の使用に努めている。
		13	地元で生産した食材の使用に努めている。
		14	従業員に対し，ごみの分別やリサイクルについての学習の場を設けている。
		15	その他，ごみの減量化・リサイクル等に効果のあることを実施している。 ()

産業廃棄物の適正処理

廃棄物処理法では廃棄物の処理に関して排出者責任の原則が定められており、事業活動に伴って生じる廃棄物は、事業者自らの責任において処理することが原則となっています。

その処理を処理業者に委託する場合でも、廃棄物が適正に最終処分(埋立処分、再生など)されるまでの最終的な責任は事業者が負わなくてはなりません。

産業廃棄物の分類

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のことをいい、一覧表のように分類されます。それ以外の廃棄物は事業系一般廃棄物(いわゆる事業系ごみ)に分類されます。

産業廃棄物の分類の一部では排出する業種の指定があり、同じ種類の廃棄物でも取り扱いが変わる場合もありますのでご注意ください。

例1)「紙ごみ」が 通常の事務所から出た場合 ⇒ 一般廃棄物
印刷業・製紙業から出た場合 ⇒ 産業廃棄物「紙くず」

例2)「野菜くず」が 飲食店舗から出た場合 ⇒ 一般廃棄物
食品製造業から出た場合 ⇒ 産業廃棄物「動植物性残さ」

【産業廃棄物】

	種類(※業種指定)	具体例
1	燃え殻	焼却残灰, 炉清掃排出物など
2	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの
3	廃油	鉱物性油, 動植物性油, 潤滑油, 絶縁油, 洗浄油, 切削油など
4	廃酸	写真定着廃液, 廃硫酸, 廃塩酸, すべての酸性廃液など
5	廃アルカリ	写真現像廃液, 廃ソーダ液, すべてのアルカリ性廃液など
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず, 合成繊維くず, 固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
7	紙くず※	紙製造業, 製本業などの特定の業種及び工作物の新築, 改装, 増築又は除去に伴って排出されるもの
8	木くず※	木材製造業などの特定の業種及び工作物の新築, 改装, 増築又は除去に伴って排出されるもの
9	繊維くず※	繊維工場及び工作物の新築, 改装, 増築又は除去に伴って排出されるもの
10	動植物性残さ※	原料として使用した動植物に係る不要物
11	動物系固形不要物※	と畜場において処分した獣畜, 食鳥処理場において処理した食鳥

12	ゴムくず	生ゴム, 天然ゴム
13	金属くず	鉄鋼, 非鉄金属の破片, 研磨くず等
14	ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等), 製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず, 廃石膏ボード, 陶磁器くず等
15	鉱さい	鋳物廃砂, 電気炉等溶解炉かす, ボタ, 不良石炭, 粉炭かす等
16	がれき類	工作物の新築, 改築又は除去により生じたコンクリート破片, アスファルト破片その他これらに類する不要物
17	動物のふん尿※	畜産農業から排出されるふん尿
18	動物の死体※	畜産農業から排出される死体
19	ばいじん	工場の排ガスを処理して得られるばいじん
20	上記 19 種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの(コンクリート固形化物など)	
21	1~20 の廃棄物, 航行廃棄物, 携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物	

【特別管理産業廃棄物】

種類		備考
廃油		揮発油類, 灯油類, 軽油類の燃えやすい廃油(引火点 70°C未満)
廃酸		pH2.0 以下の廃酸
廃アルカリ		pH12.5 以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物		感染性病原体を含むか, その恐れのある産業廃棄物(血液の付着した注射針, 採血管など)
特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油, PCB が塗布されている又は付着している廃棄物
	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材など石綿が付着している恐れのあるもの。大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集塵装置で集められた飛散性の石綿など
	その他の有害産業廃棄物	水銀, カドミウム, 鉛, 砒素など。または, これら化合物が基準以上含んでいる産業廃棄物

産業廃棄物の処理

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理するか、産業廃棄物処理の許可業者に委託して処理しなければなりません。この委託契約を結ぶ際は収集運搬業者、処分・再生業者それぞれと別個に書面で締結してください。

廃棄物処理責任の一元化(建設工事に係るもの)

建設工事に伴い生じる廃棄物の処理については、原則として、その建設工事の元請事業者に廃棄物処理法上の「排出事業者」としての責任があります。

元請事業者は、元請事業者の廃棄物として自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託しなければなりません。許可業者でない下請負人は、運搬・処分することはできません。

元請業者が自ら排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取扱いをした場合には、元請業者もその責任を負うことになります。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)

産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)とは】

排出事業者が産業廃棄物の処分までの流れを把握するため、産業廃棄物の処理(運搬又は処分)を委託する際に交付するものです。処理の進行状況に合わせて管理票の写しが委託先から送付されますので、処理状況を確認してください。

管理票の写し(A票、D票、E票)は5年間の保管が義務付けられています。

【紙マニフェストと電子マニフェストについて】

マニフェストには紙マニフェストと電子マニフェストの2種類があります。

〔紙マニフェスト〕 複写式の紙面のマニフェストです。社団法人栃木県産業廃棄物協会が窓口です。

〔電子マニフェスト〕パソコンを利用したマニフェストです。財団法人日本産業廃棄物処理振興センターで加入申し込みができます。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書の提出

宇都宮市内の事業場において産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した排出事業者は、毎年6月30日までに前年度(4月1日から3月31日)に交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)を取りまとめ報告書を作成し、宇都宮市長に提出しなければなりません。

ただし、電子マニフェストにより交付したものは、報告する必要はありません。

多量排出事業者

宇都宮市内の事業場において多量排出があった場合には、毎年6月30日までに次年度の廃棄物の減量等に関する多量排出事業者処理計画書を作成し、宇都宮市長に提出しなければなりません。また、前年度において多量排出があった場合には実施状況報告書を宇都宮市長に提出しなければなりません。

【多量排出の基準】

産業廃棄物 : 合計 1,000トン以上／年
特別管理産業廃棄物 : 合計 50トン以上／年

事業場以外で産業廃棄物を保管する場合(建設工事に係るもの)

建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、宇都宮市内にある自社の資材置場など工事現場以外の場所で保管しようとするときは、あらかじめ、宇都宮市長に届け出なければなりません。

【届出の対象となる廃棄物】

建設工事に伴い生じる産業廃棄物で、特別管理産業廃棄物を含みます。

(建設工事には、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含みます。)

【届出の対象となる保管場所】

宇都宮市内で300㎡以上の保管場所で行う保管が対象です。

提出先について

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況報告書, 多量排出事業者処理計画書・実施状況報告書, 事業場外への保管届出書の送付先及び産業廃棄物に関するお問い合わせは下記までお願いします。

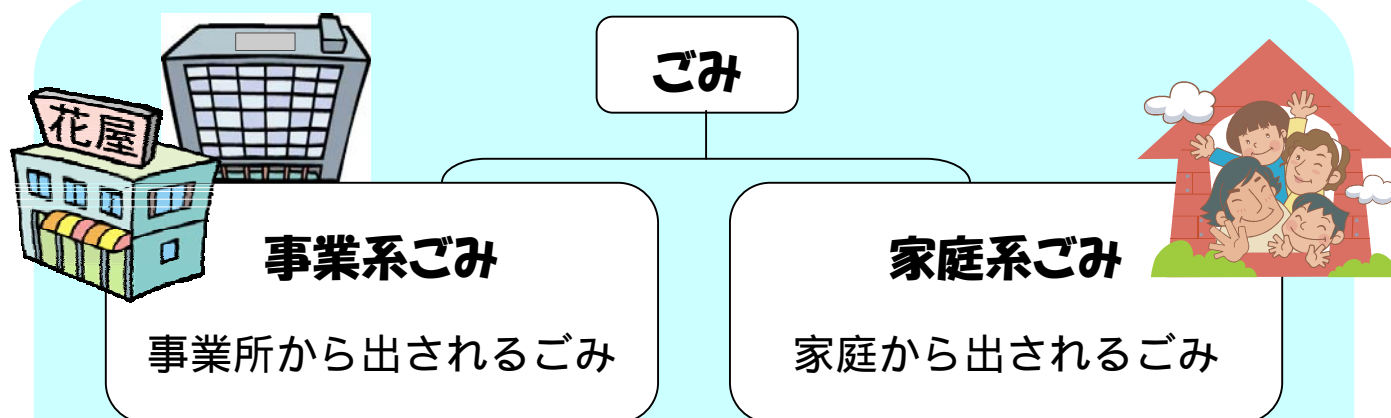
〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市環境部廃棄物対策課

電話番号 : 632-2928 ファクス : 633-4323

事業者の皆様へ

1 ごみの分類



産業廃棄物に該当する場合は、適正処理の方法が異なります。

【店舗付き住宅の場合】



「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」はきちんと分けてください!

2

事業系ごみの処理の仕方

事業系ごみは、ごみステーションに出すことはできません。

次のどちらかの方法で適正に自己処理をお願いします。

1

一般廃棄物収集運搬業許可業者（許可業者）
に収集委託する（有料）。



ごみの収集運搬を委託する場合は、市が許可している一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約してください。

分別の仕方や排出曜日・時間、排出場所等は周囲の環境に配慮し、許可業者とよく相談して決めてください。

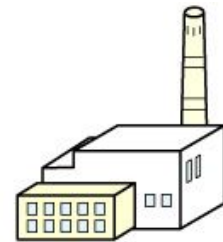
許可業者の名簿は下記ホームページをご覧ください。

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kankyo/haikibutsu/002470.html>

2

事業者が自分で直接、
市の処理施設等へ搬入する（有料）。

市の分別ルールに従って
搬入してください。

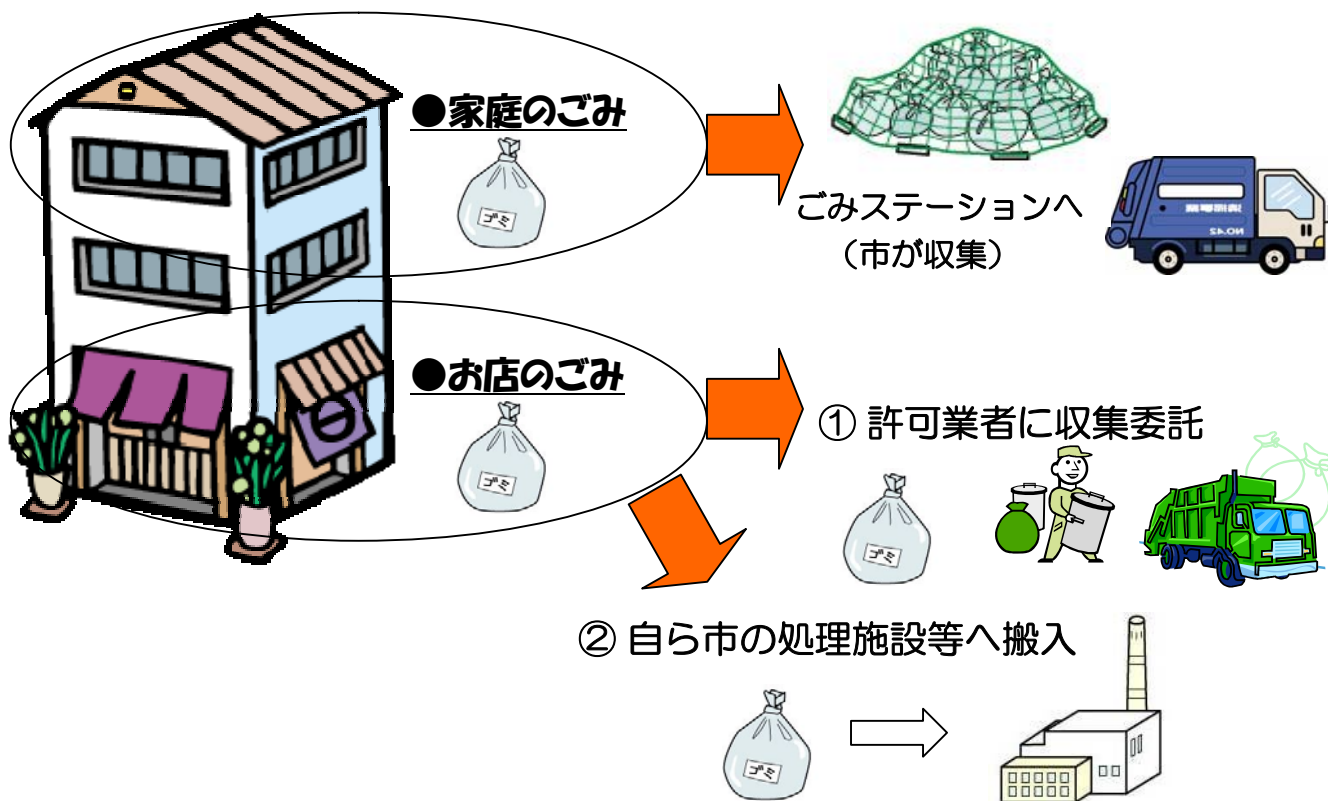


施設名	取り扱い品目	処理料金	受付時間・休業日
クリーンパーク 茂原 ：(654)0018	・焼却ごみ・危険ごみ ・不燃ごみ・びん ・缶・ペットボトル ・粗大ごみ	216 円/10 kg (税込)	午前 8 : 30 ~ 正午 午後 1 : 00 ~ 午後 4 : 30 * 日曜日, 年末年始, 祝日が重なった土曜日は休業
(株)エスケーシー ：(621)6221	・紙類 ・布類 ・紙パック	36 円/10 kg (税込)	午前 8 : 30 ~ 正午 午後 1 : 00 ~ 午後 4 : 30 * 土・日曜日・年末年始は休業
エコプラセンター 下荒針 ：(648)4631	・プラスチック製容器 包装 ・白色トレイ	216 円/10 kg (税込)	午前 8 : 30 ~ 正午 午後 1 : 00 ~ 午後 4 : 30 * 日曜日, 年末年始, 祝日が重なった土曜日は休業

年末年始の休業や、機器トラブル等による受け入れ停止がありますので、直接、施設へお問い合わせください。

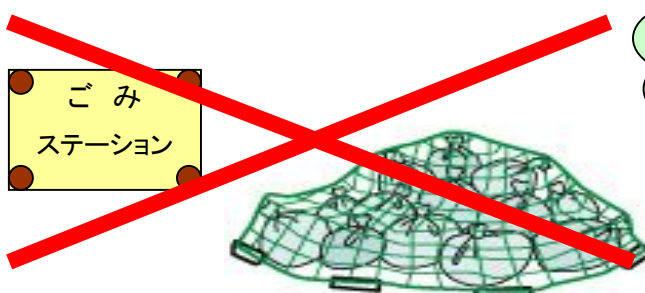
3 事業系ごみの処理のポイント

POINT 1 店舗兼住宅の個人商店などでも、家庭のごみとお店のごみをきちんと分けて、出さなければなりません。



POINT 2 お店から出るごみは、どんなに少量であっても、ごみステーションに出すことはできません。

自分で市の処理施設等へ持ち込むか、少量のごみに対応できる許可業者もありますので、許可業者へお問合せください。



資源物も出せません
のでご注意ください。
例)段ボール

ごみステーションに事業系ごみを排出している事業者を発見した時には、市にご連絡ください。

【連絡先】市役所環境部ごみ減量課 : (6 3 2) 2 4 1 5

POINT3 平成 22 年 4 月から、プラスチック製容器包装の分別開始により、

事業系ごみの分別・処理方法も一部変わりました。

従業員等が個人的に飲食した，食品の袋や弁当の容器などのプラスチック製容器包装に限ります。汚れがある場合はきれいにして出してください。

汚れているものは受け入れできませんので，産業廃棄物として処理してください。ただし，汚れが落としづらいもの，また，落とせないもの（次の3種類のみです。）に限り一般廃棄物（焼却ごみ）として処理することもできます。

小袋類：市販の弁当や納豆に入っているドレッシングやしょうゆなど

チューブ類：マヨネーズ，ケチャップ，ハミガキ，ハンドクリームなど

色素が残るカップ麺容器：キムチ味，カレー味，坦々麺味など

汚れが落とせるにもかかわらず，量や手間を理由に汚れを落とさない場合は産業廃棄物として処理します。

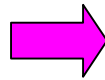
【以前は】

【分別区分】

焼却ごみ

【処理施設】

クリーンパーク茂原



【現在は】

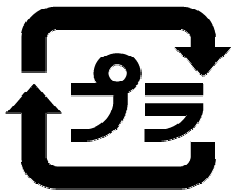
【分別区分】

資源物（プラスチック製容器包装）

【処理施設】

エコプラセンター下荒針

*このマークが目印です。



●カップ・パック類



●ふた類



●ボトル類

アルミのフタは焼却ごみです。



ポンプもプラスチック製容器包装です。必ず，はずしてから排出してください。

●フィルム・ラップ類



4

事業系ごみのご相談・お問い合わせ先

ごみの減量化・資源化のこと

宇都宮市環境部ごみ減量課 (6 3 2) 2 4 1 5

一般廃棄物処理のこと

宇都宮市環境部ごみ減量課 (6 3 2) 2 4 2 3

産業廃棄物のこと

宇都宮市環境部廃棄物対策課 (6 3 2) 2 9 2 8

産業廃棄物の処理に関すること

(社) 栃木県産業廃棄物協会 (6 3 2) 5 5 7 5

3. 税 制

法人市民税の概要

法人の市民税は、宇都宮市内に本店、支店営業所、工場などのある法人が納める税です。資本金などや従業者数に応じて負担する「均等割」と、法人の所得に応じて算定された法人税額(国税)を算出基礎とする「法人税割」とがあります。

1 納税義務者

宇都宮市内に、本店、支店営業所、工場など(以下、事業所等という)のある法人

2 税額

(1) 均等割

資本金などの額と宇都宮市内の事業所等に勤務する従業者数により、6万円から360万円まで9つの区分があります。

宇都宮市内に事業所等があった月数が1年に満たないときは、月割計算します。

【別表(法人市民税税率表)参照】

(2) 法人税割

① 宇都宮市内だけに事務所等がある法人

法人税額(国税)×14.7%

② 宇都宮市以外に事務所等がある場合は、市町村ごとの従業者数で法人税額を按分して税額を算出します

法人税額(国税)÷ 全従業者数×宇都宮市の事業所等の従業者数×14.7%

3 申告・納付

主な申告の種類

申告の種類		法人税割	均等割	申告・納付期限
中間申告	予定申告	前事業年度の法人税割額 ×6÷前事業年度の月数	6か月分	事業年度開始から6 か月を経過した日から 2か月以内
	中間申告	中間仮決算による法人税額 ×14.7%	6か月分	
確定申告		法人税額×14.7% (中間納付があるときは差し引く)	12か月分 (中間納付があるときは差し引く)	事業年度終了後、2 か月以内

4 法人設立や変更などの届出

法人の設立や事務所等の設置があったとき、また、商号や所在地等を変更したときは、届出書を提出してください。

お問合せ
理財部市民税課 法人市民税グループ
電話番号:028-632-2206・2208 ファクス 028-634-8156

法人市民税 税率表

1 均等割税率表

資本金等の額(※)	市内事業所等の従業者数	税率 (年額)
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,600,000円
	50人以下のもの	492,000円
10億円を超え 50億円以下の法人	50人を超えるもの	2,100,000円
	50人以下のもの	492,000円
1億円を超え 10億円以下の法人	50人を超えるもの	480,000円
	50人以下のもの	192,000円
1,000万円を超え 1億円以下の法人	50人を超えるもの	180,000円
	50人以下のもの	156,000円
1,000万円以下の法人	50人を超えるもの	144,000円
	50人以下のもの	60,000円
公共法人, 公益法人など	—	60,000円

(※)「資本金等の額」は、資本金や出資金など法人税法で定める額

2 法人税割税率

14.7%

- 宇都宮市以外の市町村へ申告するときは、各市町村ごとに定められた税率を用います。

給与所得者の市民税・県民税の特別徴収について

1 給与所得者の市民税・県民税の特別徴収義務

給与所得者の市民税・県民税につきましては、地方税法第321条の3の規定により、「特別徴収」の方法で納付していただくことになっています。

「特別徴収」とは、事業者が毎月の給与支払いの際に、市民税・県民税を給与から差し引き、本人に代わりお納めいただく制度です。

市民税・県民税の特別徴収を行っていない事業者は、特別徴収への切り替えについてご検討ください。

2 特別徴収のメリット

特別徴収は所得税の源泉徴収と異なり、市が税額を決定しますので、事業所が税額を計算する必要はありません。

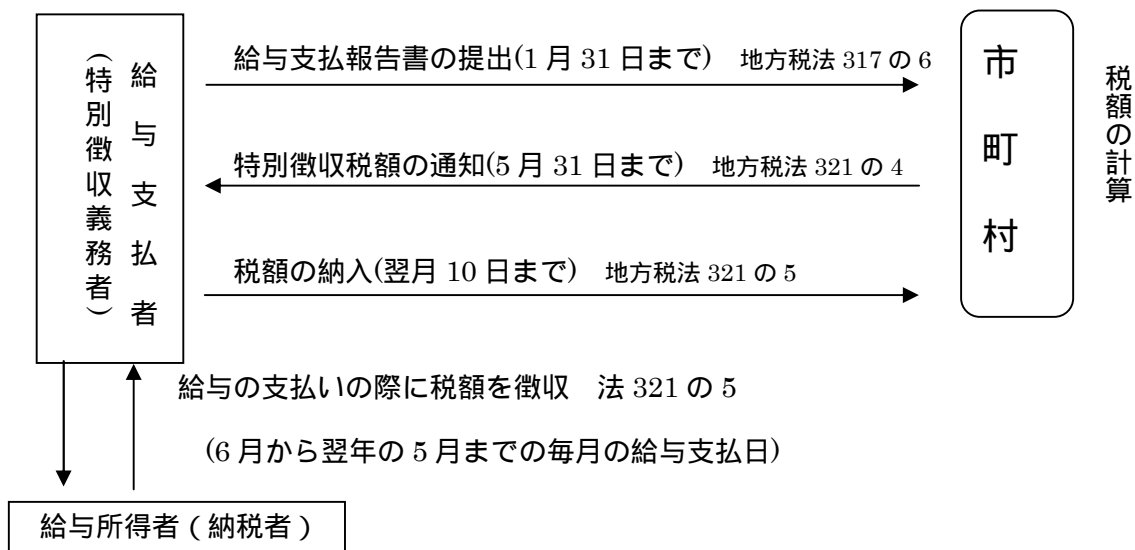
従業員の方にとっては毎月の給与から徴収するので、納め忘れがなく、納期ごとに銀行等に行く手間が省けます。また、1年分の税額を12回に分けて給与から徴収しますので、年4回で納めていただく普通徴収と比べ、1回あたりの納税額が少なくなります。

なお、平成21年度から入札参加資格登録の際に、特別徴収を実施されている事業者に対し一定点数を付与しているところです。

3 納期の特例

納期の特例は、従業員が10人未満の事業所が、特別徴収した税額を年2回（11月及び5月）に分けて納入していただく制度です。（「納期の特例」の適用を受けるには申請が必要です。）

【特別徴収の制度】



従業員に給与を支払う際、所得税は給与から源泉徴収しているけれども、個人市民税・県民税は徴収していないということはありませんか。

このような給与支払者(事業者)の方は、市民税課に御相談ください。

4 給与支払報告書の提出について

1月1日現在において、給与の支払をする者で所得税を徴収する義務がある者は、1月31日までに給与の支払を受けている者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を「給与支払報告書」に記載し、1月1日現在における住所所在の市町村に提出しなければならないこととされています。(地方税法第317条の6)

また、1月1日時点で給与支払いの対象となっていない人でも、前年に支払った給与総額が30万円を超える場合は、給与支払報告書の提出が必要となります。

お問い合わせ

理財部市民税課 個人市民税第1・2・3・4グループ

電話番号:028-632-2209~2212

ファクス:028-634-8156

事業所税の概要

事業所税は、都市環境の整備・改善事業に要する費用に充てることを目的に、人口30万人以上の都市等が課税するもので、利益の有無にかかわらず、市内の事業所などの床面積とその事業所に勤務する従業者数に応じて課税されます。

1 申告と納税

事業所税には、資産割と従業者割があり、次の表の区分により納税義務のある法人または個人が、申告し同時に納税することとされています。

区分	納税義務のある法人または個人		申告納税期限
資産割	市内において使用している事業所などの延べ床面積の合計が1,000㎡を超える事業主	法人： 事業年度終了時の現況で判断	法人： 事業年度終了後2ヵ月以内
従業者割	市内の事業所などにおける従業者数の合計が100人を超える事業主	個人： 12月31日の現況で判断	個人： 翌年の3月15日まで

2 税額

次の表の区分により、課税標準に税率をかけて算出します。

区分	課税標準	税率
資産割	申告した使用床面積	1㎡につき600円
従業者割	申告した給与支払総額	給与支払総額の0.25/100

3 その他

このほかに、次の場合は申告してください。(納税義務はありません)。

- 事業所などを他に貸し付けている場合
- 事業所などの床面積が800㎡を超える、又は従業者数が80人を超える場合
- 事業所などを新たに設置し、又は廃止した場合

お問合せ 理財部税制課 諸税証明グループ 電話番号:028-632-2185 ファクス 028-651-5165
--

障がい者の働く場に対する発注促進税制

障がい者の「働く場」に対する発注額を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産（減価償却資産）を割増して償却することができます。（法人税等の軽減です。）

※発注には業務を下請けした場合のみならず、自家生産した商品を売買した場合も含まれます。

1 税制優遇対象者

青色申告者である全ての法人または個人事業主が対象

企業（法人）：法人税の税制優遇

個人事業主：所得税の税制優遇

2 適用期間

5年間の時限措置

企業（法人）：平成20年4月1日～平成25年3月31日

個人事業主：平成21年1月1日～平成25年12月31日

3 割増償却額

割増して償却される限度額は前年度からの、発注増加額 ※

→前年度に発注がない場合は、当該年度の「発注額」がそのまま「発注増加額」になります。

ただし、対象となる固定資産の普通償却限度額の30%が限度になります。

4 対象となる発注先

○障害者自立支援法に基づく事業所・施設

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（A型、B型）
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- ・ 地域活動支援センター

○旧法に基づく施設

- ・ 旧法授産施設（身体・知的・精神）
- ・ 旧法福祉工場（身体・知的・精神）

○障がい者を多数雇用している企業

- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
 - ・ 重度障害者多数雇用事業所※
 重度障害者多数雇用事業所
- ①障害者の雇用者数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- ①から③の全ての要件に該当している旨の公共職業安定所長の証明が必要になります。

5 割増償却の対象となる減価償却資産の例

本税制による割増償却の対象となる資産は、現事業年度を含む3年以内を取得した資産に限ります。

1年以上の長期保有資産で取得価格10万円以上のもの。

- ・ 建物及びその付属設備(暖冷房設備, 照明設備, エレベーターなど)
- ・ 機械及び装置(工作機械, 印刷機械, 食料製造機械など)
- ・ 車両及び運搬具(自動車, フォークリフトなど)
- ・ 工具, 器具及び備品(事務机, キャビネット, 応接セット, パソコン, コピー機など)
- ・ 生物(牛, 馬, 豚, 綿羊, 山羊, かんきつ樹など)

この他にも多くの資産が対象になります。

お問い合わせ

宇都宮税務署

電話番号:028-621-2151(代表)

4. 宇都宮市

からのお知らせ

ブランドメッセージ

宇都宮ブランド推進協議会は、宇都宮が100年先も誇れるまちとなるよう、宇都宮の魅力を凝縮したブランドメッセージ「住めば 愉快だ 宇都宮」をキーワードに掲げ、市民の皆さんが宇都宮に「誇り」をもち、市外の皆さんからは宇都宮に「憧れ」を持ってもらえる都市の実現に向け取り組んでいます。

ロゴマークについて

「住めば愉快だ宇都宮」ロゴマークが使用できます。ロゴマークを活用して、宇都宮市の良さや魅力を市内外にアピールしましょう。



住めば愉快だ宇
都宮ロゴマーク
(H23年度版)

(※平成23年度はロゴマークの上に「今こそ元気に！」が入ります。ロゴ作成中。)

オリジナルロゴマークについて

「住めば」の部分を様々な言葉に置き換えたオリジナルロゴマークを作成し、使用することができます。宇都宮への一体感や愛着を感じてもらい、市民が様々な「愉快ロゴ」を見る機会を増やしていきましょう。



使用を希望される場合は、宮カフェホームページ(<http://miyacafe.jp/>)から「使用基準」を御確認いただき、「使用申請書」を都市ブランド戦略室までご提出ください。

お問い合わせ 総合政策部 政策審議室 都市ブランド戦略室
電話番号:028-632-2129 ファックス:028-632-5422

市マスコット・ミヤリー

宇都宮市制 110 周年記念マスコット「ミヤリー」は、これからも宇都宮市を盛り上げていきます。



市制 110 周年記念事業のマスコットとして活躍しました。今後も、宇都宮市に関わる事業や市民の皆様の活動などで引き続き、使用できますので、可愛がっていただき、是非ご利用ください。

使用を希望される場合は、「使用基準」に掲げる許可基準及び遵守事項等をご確認いただき、「使用申請書」を政策審議室 計画行政グループまでご提出下さい。

お問い合わせ 総合政策部 政策審議室 計画行政グループ
電話番号:028-632-2118 ファクス:028-632-5422

公共施設予約システムについて

宇都宮市公共施設予約・案内システム

「宇都宮市公共施設予約・案内システム」は、パソコンや携帯電話、公共情報端末(KIOSK 端末)から、インターネットを通じて、市の施設の「空き状況の照会」や「仮予約」ができるシステムです。宇都宮市ホームページのトップページ上のリンクからご利用になれます。空き状況の照会はどなたでもできますが、仮予約については施設ごとに「利用者登録」が必要です。

なお、抽選や使用料の支払いは各施設の窓口で行います。また、各施設の空き状況の照会・予約については、窓口や電話でも行うことができます。

■対象施設

(1) 仮予約と空き状況の照会ができる施設

施設名	お問い合わせ先
清原中央公園	028-667-1227 (清原管理事務所)
宮原運動公園	028-663-1611 (市体育文化振興公社)
駒生運動公園	
栃木SC宇都宮フィールド	
石井緑地	
柳田緑地	
道場宿緑地	
森林公園	028-652-3450 (自然休養村管理センター)
自然休養村管理センター	
西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター	028-673-9766

(2) 空き状況の照会のみができる施設

施設名	お問い合わせ先
平石地区市民センター	028-660-1964
清原地区市民センター	028-667-5696
横川地区市民センター	028-656-6452
瑞穂野地区市民センター	028-656-4250
城山地区市民センター	028-652-4794
国本地区市民センター	028-665-2942
富屋地区市民センター	028-665-1663
豊郷地区市民センター	028-660-2340
篠井地区市民センター	028-669-2515
姿川地区市民センター	028-658-1594
雀宮地区市民センター	028-654-1013
宇都宮市民プラザ	028-616-1540
中央市民活動センター・中央生涯学習センター	028-639-7579
東市民活動センター・東生涯学習センター	028-638-5784
西市民活動センター・西生涯学習センター	028-648-8241
南市民活動センター・南生涯学習センター	028-659-9953
北市民活動センター・北生涯学習センター	028-622-7093
上河内生涯学習センター	028-674-2233
河内生涯学習センター	028-673-0800
総合コミュニティセンター・男女共同参画推進センター	028-636-4071,4075
サン・アビリティーズ	028-656-1458
みずほの自然の森公園	028-657-5222

お問い合わせ

総合政策部 情報政策課 情報化グループ
電話番号:028-632-2870 ファクス:028-632-5426

公共施設案内地図について

電子地図による公共施設案内地図システム

本市では、「宇都宮市公共施設案内地図システム」により、パソコンからインターネットを通じて市内の公共施設や避難場所などを検索できるサービスを提供しております。施設の場所を電子地図上に表示することや、施設の概要などを調べることができます。ぜひご利用ください。

システム内容

- (1) **対象施設** 公共施設，避難場所，警察・消防，スポーツ施設，教育機関など
- (2) **提供情報** 名称，住所，電話番号，ホームページURL，最寄り交通機関，詳細情報，関連情報，施設写真など
- (3) **検索方法** 地図検索，施設種別検索，エリア検索，キーワード検索，住所検索
- (4) **操作機能** 地図拡大・縮小，距離計測，スクロールなど
- (5) **提供地図** デジタル地図，航空写真
- (6) **その他** 宇都宮市ホームページのトップページ上にリンクを貼り，サービスを提供

お問い合わせ

総合政策部 情報政策課 情報化グループ
電話番号:028-632-2870 ファクス:028-632-5426

安全で快適なまちをつくろう

市では、路上喫煙等による被害の防止や、きれいで快適な生活環境の確保など安心して快適に過ごせるまちを実現するため、「宇都宮市路上喫煙等による被害の防止に関する条例」、「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」を制定しました。

○ 路上喫煙等禁止区域では

喫煙所を除き、たばこを吸うことができません。

違反者には、2,000円の過料が科されます。

※ 喫煙所では灰皿の周囲に喫煙スペースを示すラインが白線等で示されていますので、そのスペース内での喫煙をお願いします。

※「路上喫煙等」とは道路や公園などの屋外の公共の場所で、たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つ行為を言います。

美化推進重点地区では以下のルールを守りましょう。

① **ごみはゴミ箱に捨てるか、自宅へ持ち帰りましょう。**

② **ペットの散歩の際には、フンは自宅へ持ち帰りましょう。**

違反者には警告し、警告に従わない場合には2,000円の過料が科されます。

区域図は裏面をご確認ください。

お問い合わせ

「宇都宮市路上喫煙等による被害の防止に関する条例」

市民生活部 生活安心課

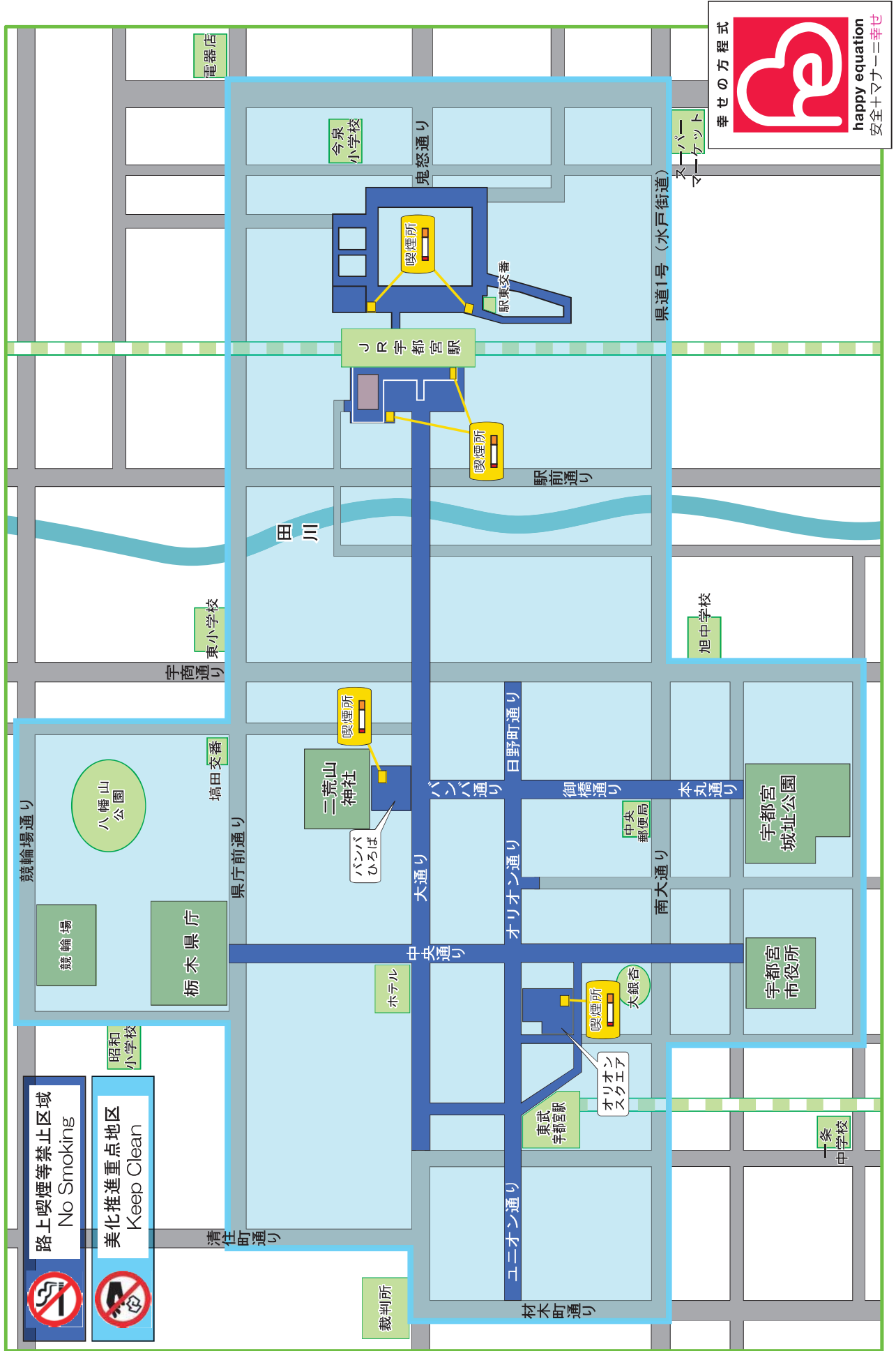
電話番号:028-632-2284 ファクス 028-632-6600

「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」

環境部 廃棄物対策課

電話番号:028-632-2928 ファクス 028-633-4323

規制区域図



消防団協力事業所表示制度



消防団員の被雇用者の割合が増加している中、事業所の従業員が入団しやすく、また、消防団員として活動しやすい環境づくりを進めるためには、事業所の皆さんの消防団活動に対する理解や協力は欠かせません。

そこで、平成 21 年 1 月から、消防団協力事業所表示制度をスタートしました。

この制度は、従業員の消防団活動に積極的な協力をしている事業所に対し、消防団協力事業所の表示証を交付するとともに、事業所名等を市の広報紙やホームページなどでお知らせするものです。

交付する表示証は、社屋掲示をはじめ、印刷物やホームページへの掲載など、事業所の社会貢献を公表するため、使用していただくことが可能です。

事業所のイメージアップにつながりますので、より多くの事業所の皆さんから、参加をお待ちしております。

1 消防団協力事業所になるためには

消防関係法令に違反がなく、次のいずれかに当てはまる必要があります。

- 1 従業員が宇都宮市消防団員として、3 人以上入団している。
- 2 従業員の消防団活動について、次に掲げる事項のいずれかに適合している。
 - (1) 勤務時間中の出勤や訓練などに関する配慮をしている。
 - (2) 賃金や手当等を削除しないなどの配慮をしている。
 - (3) 昇進や昇給等で不利に扱われないよう、内部規定に定めている。
- 3 災害時における消防団への資器材等の提供など、宇都宮市と協定等を締結している。
- 4 その他消防団活動に積極的に協力し、地域防災の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認めている。

2 表示証とは



プラスチック製(縦 297 ミリメートル×横 210 ミリメートル×厚さ 6 ミリメートル)で、表示証マークの下に宇都宮市と表示日が表記されます。

事業所の入り口、その他の見やすい場所に掲示していただくとともに、事業所ホームページへの掲載、パンフレットやチラシなどの配布物、ポスターや看板の掲示物などにも掲載が行えます。

なお、掲載につきましては、表示証の寸法を拡大縮小しての使用も可能です。

このマークのコンセプトは、事業所の消防団に対する協力を、消防団員と事業所従業員をイメージした輪の連結で、力強く表現、ハート型は地域を思う心を表現しています。

3 申請を行うには

所定の申請書に、必要事項をご記入のうえ、消防本部総務課に提出してください。

申請及び問い合わせ先

郵便番号 320-0014

宇都宮市大曾 2 丁目 2 番 21 号

宇都宮市消防本部総務課消防団グループ

電話番号:028-625-5504

社員食堂等を保有する事業所が行う給食施設届出について

特定かつ多数のものに対して、継続的に食事を提供する給食施設においては、給食の開始等の届出が必要になります。

「特定給食施設」の設置者は、健康増進法第 20 条により、給食の開始等の届出が義務づけられています。また、宇都宮市では、「特定給食施設以外の給食施設」の設置者にも特定給食施設と同様の届出をお願いしていますので、次のとおり提出くださるようお願いします。

1 届出者

給食施設の設置者（給食施設とは事業所内に調理を行う厨房を有する施設であって、調理業務を外部の業者に全面委託している場合も含まれます。）

2 届出の種類

開始（再開）届、変更届、休止（廃止）届

3 提出方法

宇都宮市が定める様式を用いて、保健所健康増進課窓口へ直接持参又は郵送（ただし、開始届は直接持参）してください。

様式及び提出書類等につきましては、保健所健康増進課へ問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

4 届出の時期

給食を開始（再開）、変更、休止（廃止）した日から 1 カ月以内に届出が必要です。

【特定給食施設】

健康増進法では、特定かつ多数のものに対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設を「特定給食施設」としています。

【特定給食施設以外の給食施設】

宇都宮市では、特定給食施設以外の給食施設であっても、特定かつ多数のものに対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして、次の施設を「給食施設」としています。

- 1 1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上の食事を供給する施設
- 2 病院及び 10 床以上の診療所で食事を供給する施設

お問い合わせ 宇都宮市保健所 健康増進課

電話番号：028-626-1126 ファクス：028-627-9244

補助犬にご理解ください

補助犬(盲導犬, 介助犬, 聴導犬)は身体の不自由な人のために働きます。

「身体障害者補助犬法」では公共施設, 交通機関, デパート, スーパー, 飲食店, ホテル, 民間企業などにおいて補助犬の受入れが義務化されています。しかしながら, まだまだ補助犬に対する理解は十分ではないのが現状です。

市民の皆様には補助犬へのご理解をいただき, 補助犬と同伴する身体障がい者が施設を気持ちよく利用できるようご協力をお願いします。

1. 補助犬同伴を受け入れるために(ペットとの区別)

盲導犬は白または黄色のハーネス(胴輪)が目印であり, 介助犬・聴導犬は胴着に表示がされています。また, 使用者本人には認定証の携帯が義務づけられているほか, 補助犬の公衆衛生上の安全性を証明する身体障害者補助犬健康管理手帳や健康管理記録の携帯が義務づけられています。

これらの表示がなく「補助犬」と称して犬同伴のお客様が施設などの利用を主張しても, 法律で決められている表示をしていない犬は補助犬とは認められないので, 事業者側に受け入れの義務はありません。補助犬かどうかの確認が必要な場合は, 使用者に認定証の表示を求めてください。補助犬を受け入れる際に, 使用者に声をかけることは失礼にはあたりません。

2 補助犬同伴を断れる時

基本的に補助犬の管理責任は使用者にあります。万が一, 犬による迷惑行為があった場合は使用者にはっきりとそのことを告げてください。また, お店や施設の営業に著しい損害が発生し, または, 利用するお客様に影響を及ぼす場合, 補助犬使用者にその理由を告げた上, 補助犬法に則って「やむを得ない場合」として同伴を断ることもできます。

3 他のお客様への説明ポイント

- * 補助犬は身体障害者補助犬法に基づくものであり, 障がい者の自立と社会参加を促すものであることを伝えてください。
- * 補助犬は適切な健康管理と感染症等の予防対策を講じられた犬であり, 使用者がきちんと行動管理をしているので, 迷惑をかけるようなことはないことを伝えてください。
- * 補助犬は待機中でも仕事なので触ったり, 声をかけて気をひいたりしないよう伝えてください。
- * 補助犬による迷惑行為, アレルギーがある方などはその旨をお知らせしていただくようにしてください。

お問い合わせ 保健福祉部 障がい福祉課

電話番号: 028-632-2353 ファクス: 028-636-0398

5. 勞働關係機關一覽

労働関係機関一覧

【年金や保険のこと】

	相談内容	問い合わせ先
厚生年金	厚生年金の加入等の手続き	(国)宇都宮西年金事務所 TEL:622-4281 (国)宇都宮東年金事務所 TEL:683-3211
社会保険	社会保険の加入, 資格得喪等の手続き	(国)全国健康保険協会 栃木支部 TEL:616-1691
雇用保険	雇用保険の手続き等	(国)宇都宮公共職業安定所(ハローワーク宇都宮) TEL:638-0369
労災保険	労災保険の給付等	(国)栃木労働局 労災補償課 TEL:634-9118
国民年金	国民年金の加入, 資格得喪等の手続き	(市)保険年金課 TEL:632-2320
国民健康保険	国民健康保険の取得, 得喪等の手続き	(市)保険年金課 TEL:632-2320
労災年金	労災年金や過労死・精神障がいなどの労災補償等	(他)栃木労災年金相談所 TEL:625-2578

【働く上で関係すること】

	相談内容	問い合わせ先
労働条件の改善	労働条件の確保・改善, 労働時間等の設定改善, 事業場に対する監督指導等に関する業務	栃木労働局 監督課 TEL:634-9115
	最低賃金・最低工金, 賃金制度改善, 賃金等の統計調査等に関する業務	栃木労働局 賃金室 TEL:634-9109
労働基準法のこと	男女雇用機会均等, 育児休養等両立支援, 介護休業制度, 次世代育成支援等	栃木労働局 雇用均等室 TEL:633-2795
労働災害の防止, リスクアセスメントなど	職場における労働災害の防止, リスクアセスメントの推進	栃木労働局 安全衛生課 TEL:634-9117

【障がい者の方・高齢者の方へ】

	相談内容	問い合わせ先
就業相談・就労支援について	障がいのある方や事業主の方などへの職業相談・職業評価から ジョブコーチ支援事業, 職業準備支援, 精神障がい者総合雇用 支援等の各種サービス 月～金曜日 8時45分～17時	栃木障害者職業センター TEL:637-3216
	障がい者の就業に関する相談を受け, 様々な機関と連携をとりな がら, 職業生活における自立を支援 月～金曜日 9時～17時	宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター TEL:678-3256
	臨時的かつ短期的な就業又は, その他の軽易な業務に係る就業 を通じて, 生きがいの充実・社会参加の推進	(財)栃木県シルバー人材センター連合会 TEL:633-5300 (社)宇都宮市シルバー人材センター TEL:633-5300
障がい者・中高年齢雇用 について	事業主に対する障がい者の方・中高年齢者の方への雇用促進に 関する啓発・指導援助, 各種給付金など	栃木高齢・障害者雇用支援センター TEL:610-0655

【労働・求人のことなら】

	相談内容	問い合わせ先
労働相談	社会保険労務士による社会保険制度や労働時間, 賃金, 解雇 等の労働問題全般に関する相談	(市)商工振興課 TEL:632-2446
	労働問題全般 月～金曜日 午前8時30分～午後5時	(県)宇都宮労政事務所 TEL:626-3053
総合労働相談	労働者, 使用者からの労働問題に関するあらゆる分野の労働 相談 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	(国)栃木労働局 総合労働相談コーナー TEL:634-9112
労働の相談	賃金不払い・解雇・労災の問題等	(国)宇都宮労働基準監督署 TEL:633-4251
	男女均等取扱い, セクシュアルハラスメント, 育児・介護休業, 母性健康管理等	(国)栃木労働局 雇用均等室 TEL:633-2795

職業の相談	求人, 求職の相談, 各種雇用情報の提供 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	(国)宇都宮公共職業安定所(ハローワーク宇都宮) TEL:638-0369
	求人・求職の相談, 各種雇用情報の提供 月～金曜日 午前8時30分～午後7時 土曜日 午前10時～午後5時	(国)ハローワーク駅前プラザ TEL:623-8609
社会保険労務士 なんでも相談会	社会保険労務士による労働問題全般, アスベスト労働災害の 相談 第1・3水曜日 午後1時30分～4時30分	(他)栃木県社会保険労務士会 TEL:647-2028
法的トラブルの解決に 必要な情報提供	月～金曜日 午前9時～正午, 午後1時～4時	(他)法テラス栃木 TEL:050-3383-5395
	月～金曜日 午前9時～午後9時 土曜日 午前9時～午後5時	(他)法テラス(日本司法支援センター)コールセンター TEL:0570-078374(おなやみなし)

【起業・創業に関することなら】

	相談内容	問い合わせ先
起業・創業相談窓口	中小企業診断士等による起業・創業に関するあらゆる相談 相談要予約	(市)産業政策課 TEL 632-2460

【国の各種助成金のことなら】

○ 労働基準関係

名称	概要	問い合わせ先
職場意識改善助成金	労働時間等の設定改善を通じた職場意識の改善を促進するため, 2カ年の計画を作成し, 実施した場合	(国)栃木労働局 監督課 TEL:634-9115
労働時間等設定改善推進助成金	労働時間等の設定改善(計画年休制度の導入等)を団体的取組み として行う場合	(国)宇都宮労働基準監督署 TEL:633-4251

○ 職業安定関係

名 称	概 要	問 い 合 わ せ 先
雇用調整助成金	事業活動の縮小に伴い雇用調整(休業, 訓練, 出向)を行う場合	(国)栃木労働局 職業対策課 TEL:610-3557 (国)栃木労働局 職業安定課 TEL:610-3555 (国)宇都宮公共職業安定所(ハローワーク宇都宮) TEL:638-0369
中小企業緊急雇用安定助成金		
試行雇用奨励金	経験不足等により, 転職が困難な求職者を試行的に雇入れた場合	
特定求職者雇用開発助成金	新たに高年齢者や障害者等の就職が困難な求職者を雇入れた場合	
若年者等正規雇用化特別奨励金	「年長フリーター」や 30 代後半の不安定就労者又は, 採用内定を取り消され就職先が未決定の学生等を正規雇用した場合	
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	派遣労働者を派遣先で直接雇用した場合	
地域雇用開発助成金	過疎雇用改善地域(那珂川町・茂木町)に, 事業所の設置・整備により, 当該地域の労働者を雇入れた場合	
労働移動支援助成金	再就職援助計画対象者の再就職を一定期間内に実現した場合, 再就職のために要した費用を給付	
再就職支援給付金		
受給資格者創業支援助成金	雇用保険受給者が, 自ら創業し, 創業後 1 年以内に継続雇用する労働者を雇入れた場合	
介護労働者設備等導入奨励金	介護労働者の身体的負担軽減を目的として, 介護福祉機器を導入した場合	
障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	障害者雇用の経験のない事業主が, 初めて障害者を雇用する場合	
特例子会社等設立促進助成金	障害者を新たに雇用して, 特例子会社等を設立した場合	
精神障害者ステップアップ雇用 奨励金	精神障害者の方を試行的に短時間就業で雇入れ, 段階的に就業時間を延ばし, 週 20 時間以上働くこととした場合	

○ 雇用均等関係

名 称	概 要	問 い 合 わ せ 先
中小企業子育て支援助成金	平成 18 年度以降初めて育児休業取得者が出た場合 (中小企業とは常用労働者数 100 名以下の企業)	(国)栃木労働局 雇用均等室 TEL:633-2795
事業所内保育施設設置・運営等 助成金	事業所内保育施設の設置, 運営, 増築又は保育遊具等の購入を行う 場合	
均衡待遇・正社員化推進奨励金	パートタイム労働者や有期契約労働者を対象に、正社員への転換制 度や正社員と共通の処遇制度などを設け、実際に制度を適用した場 合	

事業所便利帳

平成23年4月

宇都宮市 経済部 商工振興課 労政グループ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL:028-632-2446 FAX:028-632-5420

URL:<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>